

登別市地域防災計画

資料編【参考資料】

資料編【参考資料】

目次

1. 防災関係機関等の連絡先	1
2. 登別市防災会議委員名簿	4
3. 災害時優先電話一覧	5
4. 災害情報等報告取扱要領（市から総合振興局への報告）	6
5. 北海道雪害対策実施要綱	18
6. 北海道融雪災害対策実施要綱	23
7. 北海道地域防災計画抜粋（積雪・寒冷対策計画）	26
8. 指定避難所、指定緊急避難場所及び関係機関連絡先等一覧	29
9. 自主防災組織一覧	34
10. 登別市防災行政無線配置一覧	37
11. 消防防災ヘリコプター要請手続き	38
12. 災害救助法施行令（抜粋）	44
13. 災害救助法による救助の実施について（抜粋）	45
14. 地震時に通行を確保すべき道路（登別市）	46
15. 北海道震災建築物応急危険度判定要綱	47
16. 防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧表	51
17. 登別市要配慮者利用施設一覧	53
18. 防災関係の各種協定書に関する調書	56
19. 災害記録	68

防災関係機関等の連絡先

(令和7年4月1日現在)

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 ・ F A X
陸上自衛隊	第71戦車連隊	千歳市北信濃724 (北千歳駐屯地内)	0123-23-2106 内線5530(当直5502)
	第13施設群	登別市緑町3丁目1 (幌別駐屯地内)	85-2011 内線234 (FAX) 85-2011 内線202
北海道防衛局	総務課	札幌市中央区大通西12丁目 (札幌第三合同庁舎)	011-272-7578
室蘭海上保安部	警備救難課	室蘭市入江町1-13	23-3132 (FAX) 25-2870
室蘭地方気象台		室蘭市山手町2丁目6-8	22-4249 (FAX) 22-2601
北海道開発局	室蘭開発建設部	室蘭市入江町1-14	22-9171(代表) 25-7052(防災課) 24-7631(災害時優先)
	室蘭道路事務所	登別市大和町2丁目34-1	85-3135
後志森林管理署	総務グループ	虻田郡倶知安町北2条東2丁目	0136-22-0145
	伊達森林事務所	伊達市末永町 45-14	0142-23-3234
北海道	総務部危機対策局 危機対策課	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5014 (FAX) 011-231-4314
札幌方面 室蘭警察署	警備課	室蘭市東町4丁目27-10	46-0110
	登別交番	登別市桜木町1丁目20-6	85-2136
胆振総合振興局	地域創生部 危機対策室	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	24-9570 (FAX) 22-5170

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX
胆振総合振興局	保健環境部 保健行政室 企画総務課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	24-9833
	室蘭建設管理部 登別出張所	登別市桜木町1丁目1	85-2311
	室蘭建設管理部 洞爺出張所	虻田郡洞爺湖町高砂町90-2	0142-76-2111
北海道企業局	室蘭地区工業用 水道管理事務所	登別市川上町308-60	85-2821 (FAX) 88-0988
室蘭市	総務部 防災対策課	室蘭市幸町1-2	25-2244 (FAX) 25-2503
伊達市	総務部 危機管理課	伊達市鹿島町20-1	0142-82-3162 (FAX) 0142-23-4414
白老町	総務課 防災・交通室	白老町大町1丁目1-1	0144-85-3080 (FAX) 0144-82-4391
北海道電力ネット ワーク株式会社	室蘭支店 企画総務グループ	室蘭市寿町1丁目6-25	47-1117 (FAX) 47-1167
東日本電信電話 株式会社 北海道事業部	北海道災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212-4466
東日本電信電話 株式会社 北海道南支店	苫小牧営業支店	苫小牧市旭町3丁目6番13号	0144-35-4330 (FAX) 0144-31-2019
日本放送協会 室蘭放送局	企画	室蘭市山手町1丁目3-50	22-7271 (FAX) 23-1730
北海道旅客鉄道 株式会社	登別駅	登別市登別港町1丁目4-1	83-1004 (FAX) 83-1347

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX
日本郵便株式会社 登別支店	総務課	登別市中央町2丁目15-1	85-4427 (FAX) 88-1141
公益社団法人 室蘭市医師会	事務局	室蘭市東町4丁目20-6	45-4393 (FAX) 45-2292
一般社団法人 室蘭歯科医師会	事務局	室蘭市東町1丁目20-26	43-3522
一般社団法人 室蘭地区トラック 協会	事務局	室蘭市日の出町3丁目4-11	44-0993 (FAX) 45-8024
登別市連合町内会	事務局	登別市中央町6丁目11	85-2111
登別市社会福祉 協議会	事務局	登別市片倉町6丁目9-1	88-0860 (FAX) 88-4546
室蘭まちづくり 放送株式会社		室蘭市みゆき町2丁目13-1	84-1662
登別ガス協同組合		登別市新栄町1-39	85-5684

登別市防災会議委員名簿

(令和7年5月26日現在)

機 関 名	役 職 名	氏 名
会 長 登別市	市 長	小笠原 春 一
指定地方行政機関の職員		
室蘭開発建設部室蘭道路事務所	所 長	松 田 武彦
後志森林管理署	署 長	新井田 和彦
室蘭地方気象台	次 長	津 田 知志
室蘭海上保安部	部 長	河 野 幸史
陸上自衛隊の自衛官		
第71戦車連隊	連隊長	湯 澤 憲 治道
第13施設群	第3科長	板 橋 拓 道
北海道警察の警察官		
札幌方面室蘭警察署登別交番	所 長	佐 藤 大 樹
北海道知事の部内の職員		
胆振総合振興局地域創生部	危機対策室主幹	鈴 木 広 志
胆振総合振興局保健環境部	保健行政室長	北 山 浩 之
室蘭建設管理部登別出張所	所 長	榎 納 智 裕
北海道企業局の職員		
室蘭地区工業用水道管理事務所	所 長	加 藤 博 昭
指定公共機関の職員		
東日本電信電話株式会社北海道南支店苫小牧営業支店	支店長	中 野 正 紀
日本放送協会室蘭放送局	局 長	水 谷 伊久夫
北海道旅客鉄道株式会社登別駅	駅 長	田 中 圭 一
北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店	支店長	川 原 陽 一
日本郵便株式会社登別郵便局	局 長	坂 本 直 樹
指定地方公共機関の職員		
公益社団法人室蘭市医師会	理 事	石 川 典 俊
一般社団法人室蘭歯科医師会	総務幹事	日 置 圭 淳
一般社団法人室蘭地区トラック協会	専務理事	関 根 淳
市長の部内の職員		
登別市	副市長	千 葉 浩 樹
登別市	総務部長	森 元 俊 明
登別市	都市整備部長	齊 藤 玲 二
教育		
登別市教育委員会	教育長	安 宅 錦 也
消防長及び消防団長		
登別市消防本部	消防長	沼 田 久 人
登別市消防団	消防団長	野 呂 力之丈
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者		
登別市連合町内会	副会長	島 田 幸 一
その他の機関		
登別市社会福祉協議会	会 長	仲 川 弘 誓
室蘭まちづくり放送株式会社	代表取締役社長	沼 田 勇 也
登別ガス協同組合	理事長	稲 原 篤 仁
のぼりべつ女性防災ネットワーク	会 長	山 本 富美子

災害時優先電話一覧

(令和7年4月1日現在)

番号	電話番号	設置場所	設置住所	部署・建物名
1	0143-85-1477	青葉小学校	青葉町3番地3	
2	0143-85-5085	西陵中学校	片倉町5丁目12番地1	
3	0143-85-2364	幌別西小学校	片倉町5丁目13番地	
4	0143-85-2025	幌別西小学校(FAX)	片倉町5丁目13番地	
5	0143-85-0111	総合福祉センター	片倉町6丁目9番地1	
6	0143-85-2495	幌別浄水場	柏木町5丁目27番地	
7	0143-85-2569	ネイチャーセンター	鉢山町8番地3	
8	0143-85-3112	幌別中学校	千歳町3丁目2番地	
9	0143-85-4324	市立図書館	中央町5丁目21番地	
10	0143-85-3107	登別市青少年会館	中央町5丁目21番地12	
11	0143-81-7051	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
12	0143-81-7052	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
13	0143-57-1080	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
14	0143-85-1130	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
15	0143-85-1320	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
16	0143-85-1571	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
17	0143-85-2111	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
18	0143-88-0561	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
19	0143-88-1505	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
20	0143-88-1707	総務部総務グループ	中央町6丁目11番地	登別市役所
21	0143-85-9611	消防本部	中央町6丁目11番地	登別市消防庁舎
22	0143-84-6088	消防本部	中央町6丁目11番地	登別市消防庁舎
23	0143-85-3666	消防本部(FAX)	中央町6丁目11番地	登別市消防庁舎
24	0143-85-2551	消防通信指令室	中央町6丁目11番地	登別市役所第二庁舎
25	0143-85-2522	幌別小学校	中央町6丁目19番地1	
26	0143-85-5409	緑陽中学校	富岸町1丁目11番地3	
27	0143-86-6303	富岸小学校	富岸町2丁目17番地4	
28	0143-86-0904	富岸小学校(FAX)	富岸町2丁目17番地4	
29	0143-84-2069	のぼりべつ文化交流館	登別温泉町123番地1	
30	0143-83-0800	観光交流センター	登別港町1丁目4番地9	
31	0143-83-1014	登別小学校	登別本町3丁目25番地2	
32	0143-83-1423	登別小学校(FAX)	登別本町3丁目25番地2	
33	0143-85-2642	登別市消防署富士分遣所	富士町7丁目1番地	
34	0143-85-2557	富士保育所	富士町7丁目2番地1	
35	0143-85-3553	登別市民会館	富士町7丁目33番地	
36	0143-85-2968	登別市消防幌別分遣所	幌別町3丁目17番地1	
37	0143-85-2966	鉄南ふれあいセンター	幌別町3丁目17番地4	
38	0143-88-0151	幌別東保育所	幌別町8丁目17番地	
39	0143-86-7513	若草小学校	若草町1丁目1番地2	
40	0143-86-5440	若草小学校(FAX)	若草町1丁目1番地2	
41	0143-85-4165	若山浄化センター	若山町1丁目29番地1	
42	0143-86-7950	鷺別中学校	鷺別町4丁目36番地6	
43	0143-86-7961	鷺別中学校(FAX)	鷺別町4丁目36番地6	
44	0143-86-7254	鷺別保育所	鷺別町4丁目36番地18	
45	0143-86-7011	鷺別小学校	鷺別町4丁目36番地21	
46	0143-86-2817	鷺別小学校(FAX)	鷺別町4丁目36番地21	

災害情報等報告取扱要領(市から総合振興局への報告)

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄（総合）振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のももの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文章により報告するものとする。

（総合）振興局においては、管内市町村分を別表 3 の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写しを添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (総合振興局・ 市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局・ 市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
	そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
	避難指示					
(4)自衛隊派遣要請の状況						
	(5)その他措置の状況					
(6)応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

										月 日 時現在										
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因													
災害発生場所																				
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名												
	職・氏名							職・氏名												
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分									
項目		件数等		被害金額(円)		項目		件数等		被害金額(円)										
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所											
	行方不明	人						海岸	箇所											
	重傷	人						砂防設備	箇所											
	軽傷	人						地すべり	箇所											
	計	人						急傾斜地	箇所											
② 住家被害	全壊	棟				木	市町村工事	道路	箇所											
		世帯						橋梁	箇所											
		人						小計	箇所											
	半壊	棟						河川	箇所											
		世帯						道路	箇所											
		人						橋梁	箇所											
	一部破損	棟						小計	箇所											
		世帯						港湾	箇所											
		人						漁港	箇所											
	床上浸水	棟						下水道	箇所											
		世帯						公園	箇所											
		人						崖くずれ	箇所											
床下浸水	棟		計	箇所																
	世帯		漁船	隻																
	人		沈没流出	隻																
③ 非住家被害	全壊	棟				水産被害		破損	隻											
		その他	棟						計	隻										
	半壊	棟						漁港施設	箇所											
		その他	棟					共同利用施設	箇所											
	計	棟						その他施設	箇所											
		その他	棟					漁具(網)	件											
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		林業被害		道有林	林地	箇所										
			浸冠水	ha					治山施設	箇所										
		畑	流失・埋没等	ha					林地	箇所										
			浸冠水	ha					林産物	箇所										
	農作物	田	ha	その他				箇所												
		畑	ha	小計				箇所												
	農業用施設	箇所		一般民有林				林地	箇所											
	共同利用施設	箇所						治山施設	箇所											
	営農施設	箇所						林地	箇所											
	畜産被害	箇所						林産物	箇所											
	その他	箇所						その他	箇所											
	計							小計	箇所											

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所	
	計	箇所		被害船舶(漁船除く)		隻	
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所	
	工 業	件		水 道		戸	—
	そ の 他	件		電 話		回線	—
	計	件		電 気		戸	—
⑩公立文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—	
	高 校	箇所		都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所		計		—	
	計	箇所		被 害 総 額			
公共施設被害市町村数			団体	火災発生	建 物	件	
罹災世帯数			世帯		危 険 物	件	
罹災者数			人		そ の 他	件	
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数 人			
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料（※別葉で報告）							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						平成 年 月 日 時現在					
総合振興局											
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)				
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木 被害	道 工 事	河川	箇所				
	行方不明	人				海岸	箇所				
	重傷	人				砂防設備	箇所				
	軽傷	人				地すべり	箇所				
	計	人				急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全壊	棟				道路	箇所				
		世帯				橋梁	箇所				
		人				小計	箇所				
	半壊	棟				被害	河川	箇所			
		世帯						道路	箇所		
		人		橋梁	箇所						
	一部破損	棟		被害	小計		箇所				
		世帯					港湾	箇所			
		人					漁港	箇所			
	床上浸水	棟			被害		水道	箇所			
世帯		公園	箇所								
人		崖くずれ	箇所								
床下浸水	棟	被害	計				箇所				
	世帯					漁船	隻				
	人					沈没流出	隻				
③ 非住家被害	全壊		公共建物				⑥ 水産 被害	破損	隻		
			その他	棟					船計	隻	
	半壊		公共建物	被害				漁港施設	箇所		
			その他						棟	共同利用施設	箇所
	計		公共建物		被害			その他施設	箇所		
その他			棟			漁具(網)			件		
④ 農業被害	農地		田					⑦ 林業 被害	林地	箇所	
		畑								流失・埋没等	ha
			畑								流失・埋没等
		畑								浸冠水	
	農作物		田				ha				
		畑	ha								
	農業用施設	箇所									
	共同利用施設	箇所									
	営農施設	箇所									
	畜産被害	箇所									
その他	箇所										
計			小計	箇所							
			計	箇所							

別表 4

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上の医師の治療(診断後、入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物という。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
⑥ 水 産 被 害	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
⑦ 林 業 被 害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。	
⑧ 衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のものでも特に報告を要すると思われるもの。	

北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区气象台

札幌管区气象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係る特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区气象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社(以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。)は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員(リエゾン)の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

2 雪害情報の連絡体制を確立すること。

3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

4 積雪における消防体制を確立すること。

5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。

7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

(1) 食料、燃料等の供給対策

(2) 医療助産対策

(3) 応急教育対策

- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の召集

連絡部の召集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生の情報を知り、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の召集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)

融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要領」（第4章第13節雪害予防計画）に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連携を取り、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講じるものとする。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察

- (1) 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認める時、又は、市町村から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

3 市町村

市町村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱第9に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておく。
- (2) 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

- ア 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立地域に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び市町村は、孤立が予想される地域のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進**1 家屋倒壊の防止**

道及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

道、市町村及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした回転路の整備等

道、市町村及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした回転路の整備等を行うよう努めるものとする。

第5 寒冷対策の推進**1 被災者及び避難者対策****(1) 市町村**

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 北海道

北海道は、市町村における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

2 避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設外に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にある者を含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定締結などにより、必要な台数の確保に努める。

市町村は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

3 指定避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

道及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き、検証、検討を進め、改善に努める。

第6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。

スキー場を有する市町村にあっては、市町村地域防災計画にスキー場利用客の対策について定めておくものとする。

指定避難所、指定緊急避難場所及び関係機関連絡先等一覧

令和7年4月1日時点

【指定避難所】

番号	避難所	所在地	地震	津波	洪水	土砂	火山
1	桜美園	上鷺別町117-26			○		
2	美園児童センター	美園町5-36-4	○	○		○	
3	光和園	美園町3-無				○	
4	旭ヶ丘三恵園	美園町4-8-8				○	
5	みその園	美園町2-6-1	○			○	
6	若草小学校	若草町1-1-2	○			○	
7	優和園	若草町5-32-7			○	○	
8	若草つどいセンター	若草町4-21-1	○			○	
9	若草会館	若草町2-2-7				○	
10	鷺別児童館	鷺別町4-36-6	○			○	
11	双和園	鷺別町1-26-2				○	
12	鷺六園	鷺別町6-14-10	○			○	
13	鷺別コミュニティセンター	鷺別町3-3-4	○			○	
14	恵和園	鷺別町4-36-37				○	
15	鷺別中学校	鷺別町4-36-6	○		△	○	
16	鷺別小学校	鷺別町4-36-21	○		△	○	
17	共和園	栄町1-10-12	○			○	
18	栄会館	栄町2-7-5			○	○	
19	富浜児童館	栄町2-18-4				○	
20	新生虹の家	新生町1-13-21	○				
21	千代の台集会所	新生町3-13-1	○		○	○	
22	希望の家	新生町5-23-21			○		
23	新生集会所	新生町2-18-4	○			○	
24	栄楽園	栄町4-24-3				○	
25	ネイチャーセンター(ふおれすと鉱山)	鉱山町8-3	○	○	○		
26	若汐の家	若山町4-6-6	○			○	
27	富岸小学校	富岸町2-17-4	○		△	○	
28	亀田記念公園管理棟	富岸町3-8				○	
29	富久寿園	富岸町1-3-2				○	
30	緑陽中学校	富岸町1-11-1	○	○	○		
31	和幸園	大和町2-27-17	○		○	○	
32	若山の家	若山町2-43-128	○	○	○	○	
33	あかしやの家	若山町2-9-2			○	○	
34	総合体育館	若山町2-26-1	○		○	○	
35	緑寿の家	緑町1-2-4				○	
36	青葉小学校	青葉町3-3	○	○	○		
37	桜木集会所	桜木町4-1-1	○			○	
38	桜木の家	桜木町2-15-16				○	
39	桜木会館	桜木町2-15-17				○	
40	ねむの木の家	新川町3-6-2				○	
41	新川会館	新川町4-15-11				○	
42	梅の木の家	片倉町3-14-19				○	
43	西陵中学校	片倉町5-12-1	○		△	○	
44	幌別西小学校	片倉町5-13	○		△	○	
45	総合福祉センター(しんた21)	片倉町6-9-1	○			○	
46	市民会館	富士町7-33-1	○		○	○	
47	老人福祉センター	富士町7-11-1				○	
48	富士保育所	富士町7-2-1				○	
49	富士会館	富士町7-2-1	○			○	
50	柏木集会所	柏木町1-28-1				○	
51	柏木の家	柏木町4-31-2			○	○	
52	こぶしの家	柏木町4-24-42			○	○	
53	相生の家	富士町1-1-4				○	
54	三寿園	中央町3-10-3				○	
55	静和園	中央町5-13-7				○	
56	青少年会館	中央町5-21-12				○	
57	幌別小学校	中央町6-19-1	○		△	○	
58	幌別児童館	中央町6-19-5	○			○	
59	常盤会館	常盤町2-35-5			○	○	
60	常盤の家	常盤町3-26-3			○	○	
61	幌別中学校	千歳町3-1-3	○	○	○	○	
62	千歳福寿園	千歳町101-1				○	
63	鉄南ふれあいセンター	幌別町3-17-1	○		○	○	
64	永和園	幌別町3-17-8			○	○	
65	幌別東集会所	幌別町8-12				○	
66	札内借楽園	札内町73-1	○	○	○	○	
67	すずらんの家	幸町5-27-4			○	○	
68	富浦会館	富浦町1-46-4	○		○	○	
69	登別小学校	登別本町3-25-2	○	○		○	
70	芙蓉の家	登別本町1-18-5				○	

番号	避難所	所在地	地震	津波	洪水	土砂	火山
71	登別中学校	登別本町1-1-1	○			○	
72	明和園	登別東町2-21-1				○	
73	登別児童館	登別東町4-19-2				○	
74	翠の家	登別東町5-13-6	○	○		○	
75	観光交流センター(ヌブル)	登別港町1-4-9	○		○	○	○
76	汐見の家	登別東町4-38-47				○	
77	白樺の家	中登別町152-3				○	
78	のぼりべつ文化交流館(カント・レラ)	登別温泉町123			○	○	○
79	泉和園(旧室蘭信用金庫登別温泉支店)	登別温泉町20-3	○			○	
80	カルルス会館	カルルス町27-7				○	
81	北海道室蘭東翔高等学校体育館	室蘭市高砂町4-35-1	○	○	△	○	
82	室蘭市立天神小学校体育館	室蘭市水元町5-1	○	○	○	○	
83	国立大学法人室蘭工業大学体育館	室蘭市水元町34-1	○	○	△	○	

※ △は、洪水における最大想定規模の浸水深が0.5m未満のところであり、洪水の状況によっては2階以上への避難が必要な避難所のことです。

【指定避難所:福祉避難所】

番号	避難所	所在地	地震	津波	洪水	土砂	火山
1	総合福祉センター	片倉町6-9-1	○			○	

【指定緊急避難場所】

番号	避難所	所在地	地震	津波	洪水	土砂	火山
1	美園公園	美園町5-36-1	○	○		○	
2	室蘭総合自動車学校練習場	美園町4-23-2	○		○		
3	若草小学校グラウンド	若草町1-1-2	○			○	
4	若草公園	若草町1-2	○			○	
5	若草1号公園	若草町3-11	○			○	
6	めばえ公園	若草町4-4	○			○	
7	若草中央公園	若草町2-100-2	○			○	
8	のびのび公園	若草町4-20	○			○	
9	さわやか公園	若草町2-10	○			○	
10	めぐみ公園	若草町2-32	○			○	
11	わかば公園	鷺別町2-29-4	○			○	
12	鷺別中学校グラウンド	鷺別町4-36-6	○			○	
13	鷺別小学校グラウンド	鷺別町4-36-21	○			○	
14	楡の木公園	栄町1-4-1	○			○	
15	ことぶき公園	新生町1-24	○			○	
16	くさぶえ公園	新生町3-14	○			○	
17	なかよし公園	新生町4-3	○		○	○	
18	わらべ公園	新生町2-15	○			○	
19	ネイチャーセンター(ふおれすと鉢山)グラウンド	鉢山町8-3	○		○	○	
20	富岸小学校グラウンド	富岸町2-17-4	○			○	
21	いなほ公園	富岸町2-34-1	○			○	
22	亀田記念公園駐車場	富岸町3-8	○	○		○	
23	緑陽中学校グラウンド	富岸町1-11-1	○	○	○		
24	北海道開発局室蘭開発建設部室蘭道路事務所駐車場	大和町2-34-1	○		○	○	
25	総合体育館駐車場	若山町2-26-1	○		○	○	
26	青葉小学校グラウンド	青葉町3-3	○	○	○	○	
27	桜木公園	桜木町4-4-3	○			○	
28	のぞみ公園	桜木町2-26-9	○			○	
29	新川公園	新川町3-7-14	○			○	
30	かえで公園	新川町4	○			○	
31	西陵中学校グラウンド	片倉町5-12-1	○			○	
32	幌別西小学校グラウンド	片倉町5-13	○			○	
33	総合福祉センター(しんた21)駐車場	片倉町6-9-1	○			○	
34	市民会館駐車場	富士町7-33-1	○			○	
35	富士1号公園	富士町7-1-8	○			○	
36	富士2号公園	富士町5-7	○			○	
37	柏木公園	柏木町1-28-1	○			○	
38	もみじ公園	柏木町3-36-41	○		○	○	
39	西公園	中央町3-10-1	○			○	
40	中央公園	中央町3-21-1	○			○	
41	北公園	中央町5-20	○			○	
42	東公園	中央町1-13	○			○	
43	幌別小学校グラウンド	中央町6-19-1	○			○	
44	緑ヶ丘公園	中央町7-30	○		○	○	
45	常盤公園	常盤町2-35-1	○		○	○	
46	市役所本庁舎建設予定地(旧陸上競技場)	千歳町3-1-5	○	○	○	○	
47	幌別中学校グラウンド	千歳町3-1-3	○	○	○	○	
48	つくし公園	千歳町4-5-129	○			○	
49	すずらん公園	千歳町6-1-52	○			○	
50	しおみ公園	幌別町2-14-1	○		○	○	
51	幌別1号公園	幌別町4-19-2	○		○	○	
52	旧幌別東小学校グラウンド	幌別町8-16-1	○		○	○	
53	登別小学校グラウンド	登別本町3-25-2	○	○		○	
54	旭公園	登別本町1-18-6	○			○	
55	登別中学校グラウンド	登別本町1-1-1	○			○	
56	登別ビーチパーク	登別東町1	○			○	
57	のぼりべつ文化交流館(カント・レラ)駐車場	登別温泉町123	○		○	○	○
58	登別温泉ケーブル駐車場	登別温泉町224	○		○	○	
59	旧登別温泉小学校グラウンド	登別温泉町184	○		○	○	
60	旧カルルス・サン・スポーツランド	カルルス町1-3	○		○	○	
61	北海道室蘭東翔高等学校グラウンド	室蘭市高砂町4-35	○	○		○	
62	室蘭市立天神小学校グラウンド	室蘭市水元町5	○	○	○	○	
63	国立大学法人室蘭工業大学グラウンド	室蘭市水元町37	○	○		○	

【指定緊急避難場所:高台避難場所】

番号	名称	町名	海拔(m)
1	いしだ市民斎場駐車場付近	室蘭市日の出町	8
2	緑ヶ丘公園付近(旧高砂小学校付近)	室蘭市高砂町	19
3	真宗寺・鷺別神社付近	鷺別町	24
4	上鷺別神社付近	美園町	25
5	熊谷宅裏山付近	美園町	12
6	上鷺別墓地付近	美園町	12
7	室蘭総合自動車学校付近	美園町	26
8	尾形組奥伊藤宅付近	上鷺別町	39
9	優和公園奥小川宅付近	上鷺別町	42
10	若草望洋広場付近	若草町	17
11	高野台団地入口付近	上鷺別町	44
12	希望の家付近	新生町	28
13	法栄寺付近	新生町	40
14	亀田記念公園付近	富岸町	15
15	亀田霊園付近	富岸町	62
16	いなか村付近	富岸町	20
17	いなか村ゴルフ練習場付近	富岸町	31
18	緑陽中学校付近	富岸町	19
19	富岸墓地付近	富岸町	31
20	いぶり花づくりネットワーク付近	富岸町	23
21	若山の家付近	若山町	13
22	高速道路青葉橋付近	青葉町	36
23	青葉小学校付近	青葉町	12
24	ノボリランナイ川高速道路付近	川上町	13
25	見晴公園付近	川上町	37
26	望洋団地付近	片倉町	26
27	栄馬墓地付近	柏木町	16
28	望洋公園付近	柏木町	83
29	柏木ジュニアーズ石山球場付近	柏木町	18
30	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近	柏木町	14
31	有限会社 真英技建加工場付近	常盤町	28
32	市役所本庁舎建設予定地付近(旧陸上競技場付近)	千歳町	13
33	幌別中学校付近	千歳町	13
34	道道上登別室蘭線と市道カルルス路線との交差点付近	千歳町	56
35	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近	千歳町	21
36	千歳町6丁目ウグイス団地奥高速道路付近	千歳町	35
37	岡志別の森運動公園奥付近	千歳町	12
38	サト岡志別大橋付近	千歳町	33
39	国道36号と市道富浦1号線との交差点付近	富浦町	17
40	富浦墓地付近	富浦町	71
41	時代村社員寮付近	登別本町	39
42	平興業資材置場付近(旧アオノ産資付近)	登別本町	25
43	金毘羅寺付近	登別東町	54
44	小和田宅前付近	白老町虎杖浜	22
45	国道36号と道道登別港線との交差点付近	白老町虎杖浜	22

【指定緊急避難場所:津波避難ビル】

番号	施設名	所在地	避難可能階層
1	道営住宅鷺別団地	鷺別町3-45-4、45-5	入口:1階玄関 4~5階:廊下
2	鷺別職員宿舎A	鷺別町4-31-1	入口:1階玄関 3階以上:共用階段・踊り場
3	鷺別小学校	鷺別町4-36-21	入口:非常階段 3~4階:校舎・屋上 体育館:屋上
4	若草小学校	若草町1-1-2	入口:1階職員玄関 3階:校舎
5	道営住宅「であえーるはまなす団地」	栄町1-10-24、10-25	入口:1階玄関 4~5階:廊下
6	イオン登別店	若山町4-33-1	入口:屋上駐車場入口 屋上駐車場
7	北海道登別青嶺高等学校	青葉町42-1	入口:正面玄関 3~4階:校舎
8	桜木市営住宅6・7・8号棟	桜木町4-1-1	入口:1階玄関 4~5階:廊下
9	西陵中学校	片倉町5-12-1	入口:2階生徒玄関 3~4階:校舎
10	市民会館	富士町7-33-1	入口:1階正面玄関 2階:中ホール等
11	登別中央ショッピングセンターアーニス	中央町4-11	入口:1階玄関・駐車場スロープ 3~4階:駐車場
12	登別記念病院	中央町1-1-4	入口:外階段4階非常口 4階:リハビリ室
13	鉄南ふれあいセンター	幌別町3-17-1	入口:1階正面玄関 3階:ホール
14	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ	千歳町2-7-2	入口:正面玄関 3~8階:廊下
15	幌別東市営住宅1号棟	幌別町8-13	入口:1階玄関 4階:廊下
16	JCHO登別病院職員宿舎B棟	登別東町4-26-1、23-6	入口:1階玄関 2~4階:階段・踊り場

【医療機関一覧】

番号	名称	所在地	電話番号(0143)
1	JCHO登別病院	登別東町3-10-22	80-1115
2	三愛病院	中登別町24-12	83-1111
3	登別東クリニック	登別東町2-15-35	80-2000
4	登別記念病院	中央町1-1-4	81-3000
5	開田医院	中央町5-4-3	85-2746
6	皆川病院	中央町3-20-5	88-0111
7	よこやま耳鼻咽喉科・眼科クリニック	富士町2-11-11	81-3336
8	堀尾医院	富士町6-21-1	85-2878
9	いわた内科クリニック	桜木町3-2-15	85-5522
10	登別すずらん病院	青葉町34-9	85-1000
11	いしはら小児科	若山町3-12-34	81-5631
12	みながわ往診クリニック	若山町4-40-5	83-5962
13	あらい内科医院	若山町4-42-5	86-0338
14	伊丹腎クリニック	若山町4-43-2	84-4321
15	とんけし耳鼻咽喉科クリニック	富岸町2-2-3	87-3387
16	さわだ整形外科	富岸町2-2-18	87-1212
17	くにもと内科循環器科	富岸町2-2-20	86-0092
18	いしまる神経内科	新生町1-26-20	82-7070
19	内科消化器科サンクリニック	新生町3-11-11	87-3131
20	若草ファミリークリニック	若草町4-24-1	86-5180
21	恵愛病院	鷺別町2-31-1	82-2200

【警察署(交番)】

番号	名称	所在地	電話番号(0143)
1	登別温泉交番	登別温泉町92-1	84-2310
2	登別東交番	登別東町2-22-1	83-1110
3	登別交番	桜木町1-20-6	85-2136
4	新生交番	新生町4-12-5	87-0550

【消防署】

番号	名称	所在地	電話番号(0143)
1	消防本部	富岸町1-9-8	85-9611
2	消防署	富岸町1-9-8	84-6088
3	東支署	中登別町207	83-9119

自主防災組織一覽

(令和7年4月1日現在)

番号	自主防災組織名	設立年月日及び補助金交付年月日
1	鉦山町地区防災会（1町内会）	昭和57年11月1日設立
2	登別地区連合町内会自主防災委員会（9町内会） ※平成9年9月5日組織再編成・名称変更 （旧）登別地区自主防災組織	昭和62年4月30日設立 （平成10年3月2日補助金交付） （令和2年2月26日補助金交付）
3	登別温泉自主防災会連合会（6町内会） （連合町内会、ホテル、旅館、大型事業所）	平成8年11月27日設立
4	富岸地区連合町内会防災会（5町内会）	平成9年4月1日設立 （平成13年7月27日補助金交付） （平成27年2月18日補助金交付）
5	中央地区連合町内会自主防災会（11町内会）	平成9年12月17日設立 （平成29年10月30日補助金交付）
6	美園町会自主防災組織（1町内会）	平成10年4月4日設立 （平成10年7月23日補助金交付）
7	新川第二町内会自主防災会（1町内会）	平成11年11月1日設立 （平成12年1月19日補助金交付） （平成29年9月29日補助金交付）
8	曙町内会自主防災会（1町内会）	平成12年1月30日設立 （平成12年6月23日補助金交付）
9	幌別鉄南地区連合町内会自主防災会（8町内会）	平成12年6月1日設立 （平成20年8月18日補助金交付）
10	新生町望洋町内会自主防災会（1町内会）	平成13年4月15日設立 （平成13年7月27日補助金交付） （平成30年7月30日補助金交付）
11	鷺別地区連合町内会自主防災会（9町内会）	平成14年2月8日設立 （平成19年6月5日補助金交付） （令和2年1月29日補助金交付）
12	新生北町内会自主防災会（1町内会）	平成14年4月1日設立 （令和1年9月24日補助金交付）
13	若緑町内会自主防災会（1町内会）	平成14年4月7日設立 （平成14年4月25日補助金交付） （平成27年3月2日補助金交付）
14	来福町内会自主防災会（1町内会）	平成14年4月14日設立 （平成15年3月5日補助金交付） （令和1年12月19日補助金交付）
15	若山団地町内会自主防災会（1町内会）	平成16年4月1日設立 （平成28年3月3日補助金交付）
16	緑町団地町内会自主防災会（1町内会）	平成17年4月10日設立 （平成17年5月13日補助金交付） （令和2年1月14日補助金交付）

番号	自主防災組織名	設立年月日及び補助金交付年月日
17	旭ヶ丘町内会自主防災会（1町内会）	平成18年9月1日設立 （平成18年9月14日補助金交付） （平成29年1月30日補助金交付）
18	片倉町内会自主防災会（1町内会）	平成20年7月29日設立 （平成20年10月10日補助金交付）
19	新生町2丁目町会自主防災会（1町内会）	平成21年2月1日設立 （平成25年9月4日補助金交付）
20	新川町内会自主防災会（1町内会）	平成21年10月30日設立 （平成22年6月10日補助金交付） （令和2年6月10日補助金交付）
21	柏木町内会自主防災会（1町内会）	平成22年4月18日設立 （平成28年3月30日補助金交付）
22	美園南町内会自主防災組織（1町内会）	平成24年2月6日設立 （平成24年7月25日補助金交付）
23	若草町内会自主防災組織（1町内会）	平成25年1月22日設立 （平成26年2月6日補助金交付）
24	若草第二町内会自主会（1町内会）	平成25年4月21日設立 （平成26年1月22日補助金交付）
25	新登津町内会自主防災会（1町内会）	平成25年4月14日設立 （平成26年3月12日補助金交付）
26	新和会自主防災会（1町内会）	平成25年4月25日設立 （平成25年7月18日補助金交付）
27	新生町三丁目町会自主防災会及び見守り組織 （1町内会）	平成25年7月1日設立 （平成26年6月18日補助金交付）
28	中央町十字街町内会自主防災会（1町内会）	平成26年4月19日設立 （平成27年12月28日補助金交付）
29	新生町内会自主防災会（1町内会）	平成26年10月22日設立 （平成27年3月24日補助金交付）
30	新生団地自治会自主防災会（1町内会）	平成26年12月1日設立 （平成27年3月24日補助金交付）
31	柏木団地町内会自主防災会（1町内会）	平成27年1月23日設立 （平成27年3月12日補助金交付）
32	常盤町内会自主防災組織（1町内会）	平成27年4月1日設立 （平成28年3月15日補助金交付）
33	南千歳町内会自主防災組織（1町内会）	平成27年5月19日設立 （平成29年10月5日補助金交付）
34	香風町会自主防災組織（1町内会）	平成28年1月20日設立 （平成29年2月9日補助金交付）

番号	自主防災組織名	設立年月日及び補助金交付年月日
35	さくら団地自治会自主防災組織（1町内会）	平成28年2月3日設立 （平成28年3月3日補助金交付）
36	市営住宅桜木自治会自主防災会（1町内会）	平成28年4月20日設立
37	プレハブ町内会自主防災組織（1町内会）	平成28年4月23日設立 （平成30年2月15日補助金交付）
38	西川上町内会自主防災会（1町内会）	平成31年4月14日設立 （令和2年2月19日補助金交付）
39	カルルス温泉町内会自主防災会（1町内会）	令和元年12月15日設立 （令和2年2月5日補助金交付）
40	紀文台町内会自主防災会（1町内会）	令和4年11月11日設立
41	札内・来馬地区連合町内会自主防災会（4町内会）	令和5年2月12日設立 （令和5年8月2日補助金交付）
42	あかしや町内会自主防災会（2町内会）	令和5年4月2日設立 （令和5年12月7日補助金交付）
43	山手町内会自主防災会（1町内会）	令和5年1月29日設立 （令和6年3月29日補助金交付）

登別市防災行政無線配置一覧

令和7年4月1日現在

番号	呼出名称	配備グループ・担当地区	配備状況	型式	出力(W)
1	防災登別 1	土木・公園グループ	道路パトロール車(室蘭800 さ 6231)	車載	10
2	防災登別 2	総務部総務グループ	防災倉庫	車載	10
3	防災登別 5	土木・公園グループ	ショベルローダー(室00 る 783)	車載	10
4	防災登別 6	土木・公園グループ	グレーダー(室000 る 2262)	車載	10
5	防災登別 7	鉱山町地区	ネイチャーセンター(事務所)	携帯	10
6	防災登別 8	土木・公園グループ	除雪トラック(室蘭800 は 757)	車載	10
7	防災登別14	土木・公園グループ	大型ロータリー車(室蘭000 る 2716)	車載	10
8	防災登別15	総務部総務グループ	防災広報車(室蘭300 ね 5543)	車載	10
9	防災登別16	総務部総務グループ	ステーションワゴン車(室蘭300 つ 1030)	車載	10
10	防災登別17	総務部総務グループ	防災倉庫	携帯	10
11	防災登別18	総務部総務グループ	防災倉庫	携帯	10
12	防災登別19	富岸小学校	応接室	携帯	10
13	防災登別20	JCHO登別病院	庶務課事務室	携帯	10
14	防災登別23	観光経済部	登別国際観光コンベンション協会	携帯	10
15	防災登別26	のぼりべつ文化交流館	事務室	携帯	10
16	防災登別27	薬師神社(郵便局)	事務室	携帯	10
17	防災登別28	総務部総務グループ	防災倉庫	携帯	10
18	防災登別34	総務部総務グループ	軽自動車(室蘭580 と3264)(広報車)	車載	10
19	防災登別35	総務部総務グループ	軽自動車(室蘭580 つ 6172)(広報車)	車載	10
20	防災登別37	総務部総務グループ	軽自動車(室蘭580 と 8592)(広報車)	車載	10
21	防災登別39	日本工学院北海道専門学校	事務室	携帯	10
22	防災登別40	青葉小学校	事務室	携帯	10
23	防災登別41	若草小学校	事務室	携帯	10
24	防災登別42	総務部総務グループ	防災倉庫	携帯	10
25	防災登別44	総務部総務グループ	軽自動車(室案580 と 3264)(広報車)	車載	10
26	防災登別46	総務部総務グループ	軽自動車(室蘭580 て 2310)(広報車)	車載	10
27	防災登別47	総務部総務グループ	軽自動車(室案580 つ 6170)(広報車)	車載	10
28	防災登別48	総務部総務グループ	軽自動車(室案580 つ 6171)(広報車)	車載	10
29	防災登別90	総務部総務グループ	防災倉庫	携帯	10
30	防災登別92	緑陽中学校	事務室	携帯	10
31	防災登別93	総務部総務グループ	防災倉庫	携帯	10
32	防災登別94	総務部総務グループ	防災倉庫	携帯	10
33	防災登別95	総合福祉センター	事務室	携帯	10
34	防災登別96	幌別中学校	事務室	携帯	10

消防防災ヘリコプター要請手続き

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要件

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 緊急運航の基準

緊急運航は、緊急運航の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
 - ウ その他
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者の搬送
 - イ 医師等の搬送
- (3) 救助活動
 - ア 中高層ビル等の火災における救助・救出
 - イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出
 - ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出
 - エ その他
- (4) 火災防衛活動
 - ア 林野火災における空中消火
 - イ 偵察・情報収集
 - ウ 消防隊員、資機材等の搬送
 - エ その他

4 緊急運航の要請

市町村の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機管理課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

5 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・電話 011-782-3233
- ・FAX 011-782-3234
- ・北海道総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

6 報告

緊急運航（転院搬送及び医師等の搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

7 救急患者の緊急搬送手続き等

(1) 応援要請

市町村等は、北海道に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 市町村等は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後、胆振総合振興局（地域創生部危機対策室）にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、総務部危機対策局危機管理課防災航空室から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地は、次のとおりである。

施設名	所在地	著名地点からの方向距離	広さ（m）	状況
若草小学校グラウンド	若草町1丁目1-2	鷲別駅から北東1km	90×90	土
富岸小学校グラウンド	富岸町2丁目17-4	駐屯地から南西2.5km	150×100	土
幌別駐屯地	緑町3丁目1	駐屯地内	420×34	芝
幌別中学校グラウンド	千歳町3丁目1-3	幌別駅から北北東1km	90×80	土
登別中学校グラウンド	登別本町1丁目1-1	登別駅から西南西0.5km	90×90	土
のぼりべつ文化交流館（カントレラ）	登別温泉町123-1	登別駅から北西4.3km	80×85	土
ネイチャーセンター	鉾山町8-3	幌別駅から西8.5km	90×98	土
登別温泉ケーブル駐車場	登別温泉町224	登別駅から北西5.4km	90×99	舗装
登別市消防庁舎	富岸町1丁目9-8	駐屯地から南西1.8km	50×50	舗装

9 ヘリコプターの受入体制

市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸上の確保
安全確保等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸上を確保する。
- (2) 安全対策
ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

様式第1号(第5条関係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時: 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名									
		担当者職氏名									
		連絡先	TEL					FAX			
災害の 状況・ 派遣 理由	覚 知	年 月 日 時 分									
	災害発生日時	年 月 日 時 分									
	災害発生場所	(住所)									
		(座標)									
災害発生状況・ 措置状況											
希望する 活動内容	情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()										
離着陸場 の状況	離着陸場名										
	警戒隊呼出名称										
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)									
傷病者 搬送先病院					救急自動車 呼出名称						
他機関の 応援状況	他に応援要請している 機関名	北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()									
	航空機活動	有 ・ 無									
指揮本部 連絡方法	(無線呼出名称)					(電話番号)					
その他参考 となる事項											
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考		

様式第2号(第8条関係)

第 年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年	月	日	時	分				
災害発生場所									
離着陸場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

要請日時	令和	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	電話		FAX			
担当課・職・氏名	職名		氏名			
2 依頼病院名	電話		FAX			
所在地						
担当医師名・科名			担当課 氏名			
3 受入病院名	電話		FAX			
所在地						
担当医師名・科名			直通内線番号			
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
病名					<input checked="" type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来：	月 日
経過					血圧： mmHg	脈拍： 回/分
					呼吸： 回/分	体温： °C
					意識レベル(JCS)：	
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性	<input type="checkbox"/> 搬送時間短縮	<input type="checkbox"/> 搬送安定性	<input type="checkbox"/> その他	(主な理由：)	
気圧変化	<input type="checkbox"/> 影響無し	<input type="checkbox"/> 影響有り	()			
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)						
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)						
6 付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他	
医師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由：)	
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄：	
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：				メモ	
	受入病院：					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請する。 (□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

災害救助法施行令（抜粋）

昭和 22 年 10 月 30 日改令第 225 号

(災害の程度)

第 1 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第 1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

別表第 3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上 15,000 人未満	20
15,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

別表第 2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

別表第 4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000
3,000,000 人以上	12,000

災害救助法による救助の実施について（抜粋）

昭和 40 年 5 月 11 日 社施第 99 号 厚生省社会局長通知

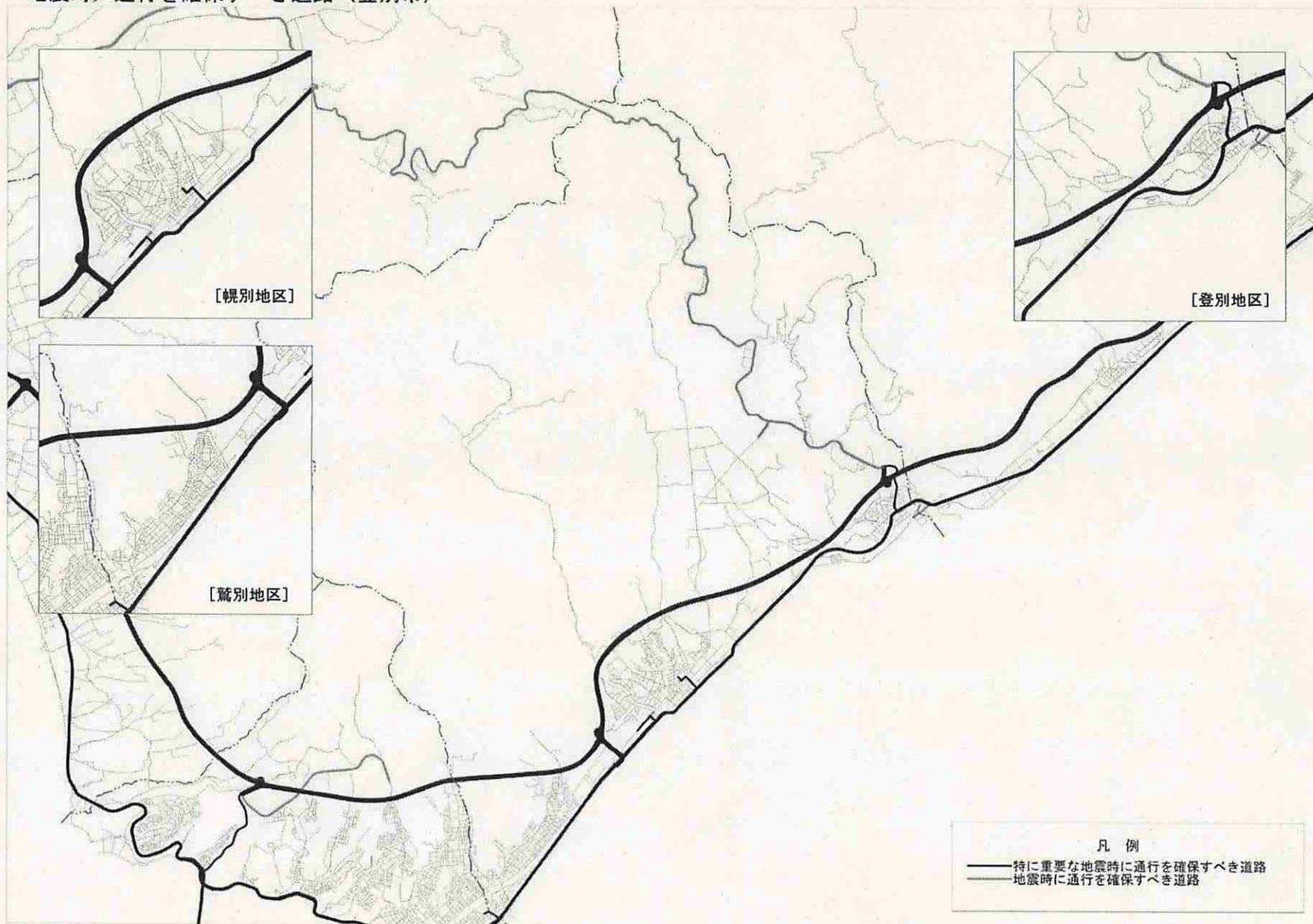
改正 平成 31 年 3 月 25 日 府政防第 471 号

第 6 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

- 1 避難所設置及び避難生活状況（様式 3）
- 2 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式 4-1）
- 3 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）（様式 4-2）
- 4 炊き出し給与状況（様式 5）
- 5 飲料水の供給簿（様式 6）
- 6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式 7）
- 7 救護班活動状況（様式 8）
- 8 病院診療所医療実施状況（様式 9）
- 9 助産台帳（様式 10）
- 10 被災者救出状況記録簿（様式 11）
- 11 住宅応急修理記録簿（様式 12）
- 12 生業資金貸付台帳（様式 13）
- 13 学用品の給与状況（様式 14）
- 14 埋葬台帳（様式 15）
- 15 死体処理台帳（様式 16）
- 16 障害物除去の状況（様式 17）
- 17 輸送記録簿（様式 18）
- 18 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 19）
- 19 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況（様式 20）
- 20 扶助金の支給状況（様式 21）
- 21 損失補償の状況（様式 22）
- 22 法第 19 条の補償費の状況（様式 23）
- 23 法第 20 条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

地震時に通行を確保すべき道路（登別市）



北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定（以下、「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

市町村の災害対策本部長（市町村長）は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の要否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

第4 実施本部の設置

1 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長（第5第1項参照）に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。

2 実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。

3 実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。

4 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第5 支援地方本部の設置と役割

1 地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は（総合）振興局長が必要と判断したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するものとする。

2 支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、（総合）振興局支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。

- 3 支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - (1) 支援本部長に対する第一次派遣の要請（第6第3項（1）参照）
 - (2) 管内の市町村に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請
 - ア 管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - イ 北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「地域建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請
 - ウ 地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請
- 4 支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。
- 5 支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」）による。

第6 支援本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援本部長は、支援地方本部長からの支援要請を受けて、本庁支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - (1) 「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者名簿登載の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請
 - (2) 被災していない（総合）振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - (3) 北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「全道連絡協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「全道建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請
 - (4) 全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請
 - (5) 道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する支援要請
- 4 支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）による。

第7 支援地方本部を設置しない（総合）振興局の役割

支援地方本部を設置しない（総合）振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けたときは、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

第8 実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定士の派遣等について支援するものとする。

第9 全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に

対し、会員判定士の参集について協力するものとする。

第10 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第11 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。
具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

第12 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第13 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」および「支援本部業務マニュアル」による。

第14 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第15 判定資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。
 - (1) 判定街区マップ、判定調査票、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
 - (2) ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等
 - (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
- 2 道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

第16 他の被災都府県に対する支援に関する事項

- 1 道は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部（以下「応援本部」という。）を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行うものとする。

- 2 応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

第 17 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

第 18 全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

第 19 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。
訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要領は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要領は、平成 11 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧表

令和7年5月26日現在

子局番号	設置場所名	住 所	備 考
1	道道洞爺湖登別線沿線	カルルス町7-28	双方向通信
2	上登別町市有地	上登別町42-141	
3	登別万世閣屋上	登別温泉町22	
4	カントレラ入口付近	中登別町123-1	
5	中登別町 カムイ橋付近	中登別町79-36	
6	中登別町 桜ざか駐車公園向い	中登別町141-46	
7	登別東町3丁目広場	登別東町3-12-29	
8	消防署登別支署	登別東町2-21-1	モーターサイレン併設
9	円山ちびっこ広場	登別東町5-58-13	
10	登別保育所	登別本町2-25-8	
11	円山通り沿	登別本町2-22-6	
12	富浦団地	富浦町1-31-1	モーターサイレン併設
13	老人憩いの家すずらんの家	幸町5-27-4	モーターサイレン併設
14	クリンクルセンター	幸町2-5-1	モーターサイレン併設
15	幌別東団地	幌別町8-9-2	
16	つくし公園	千歳町4-5-129	
17	千歳町6丁目市有地	千歳町6-49-23	
18	幌別東小学校グラウンド	幌別町8-16-1	
19	学校給食センター	千歳町3-1-3	
20	緑ヶ丘公園	中央町7-30	
21	常盤町2丁目広場	常盤町2-34-1	
22	常盤町5丁目公園	常盤町5-38-13	
23	鉄南ふれあいセンター	幌別町3-17-1	モーターサイレン併設
24	登別市役所	中央町6-11	
25	北公園	中央町5-20	
26	老人憩いの家柏木の家	柏木町4-31-2	
27	もみじ公園	柏木町3-36-41	
28	西公園	中央町3-10-1	
29	富士3丁目広場	富士町3-17-1	
30	消防署富士分遣所	富士町7-1-13	
31	市民会館	富士町7-33-1	
32	新川公園	新川町3-7-14	
33	片倉4丁目広場	片倉町4-25-26	
34	幌別西小学校グラウンド	片倉町5-13	
35	ネイチャーセンター	鉢山町8-3	双方向通信
36	桜木町1丁目市有地	桜木町1-20-6	モーターサイレン併設
37	老人憩いの家桜木の家	桜木町2-15-16	
38	桜木広場	桜木町5-12-143	
39	市道若山23号線	若山町1-1-2	
40	中央通り道路用地	若山町1-9-4	モーターサイレン併設

子局番号	設置場所名	住 所	備 考
41	老人憩いの家和幸園	大和町2-27-17	
42	若山町2丁目広場	若山町2-43-99	
43	若山町4丁目 市有地	若山町4-5-3	
44	富岸小学校	富岸町2-17-4	
45	いなほ公園	富岸町2-34-1	
46	栄町4丁目 海浜用地	栄町4-12-4	モーターサイレン併設
47	新生町4丁目広場	新生町4-50-5	
48	富浜児童館	栄町2-18-4	
49	くさぶえ公園	新生町3-14	
50	のびのび公園	若草町4-20	
51	栄婦人研修の家	栄町2-7-5	モーターサイレン併設
52	若草婦人研修の家	若草町2-2-7	
53	優和園広場	若草町5-32-4	
54	鷺別小学校グラウンド	鷺別町4-36-21	
55	若草公園	若草町1-2	
56	鷺別中学校グラウンド	鷺別町4-36-6	
57	消防署鷺別支署	鷺別町3-2	
58	美園婦人研修の家	美園町4-8-9	
59	ひよどり公園	美園町3-34-6	
60	美園公園	美園町5-36-1	
61	美不二広場	美園町6-12-2	
62	鷺別神社	鷺別町1-35-3	再送信子局、モーターサイレン併設

登別市要配慮者利用施設一覧案

(令和7年5月26日時点)

No.	運営法人の名称	施設所在地	水害(洪水)		土砂災害 区域区分	津 波 基準水位 [2] (m)	種 別
			対象河川名	浸水深 [1] (m)			
1	特定医療法人社団 千寿会 三愛病院 登別市総合相談支援センター en	美園町2丁目23-1	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
2	株式会社 テツヤ 総合ケアセンター登別 ライフプラス(旧百年の森)	美園町2丁目35-16	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	通所介護
3	株式会社 ディバース とらい美園	美園町4丁目1-6	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	障害児通所支援事業の用に供 する施設
4	医療法人社団 上田病院 グループホーム あいあい	美園町4丁目23-9	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	認知症対応型老人共同生活援 助事業の用に供する施設
5	登別市 若草小学校	若草町1丁目1-2	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	小学校
6	登別市 若草児童クラブ	若草町1丁目1-2 若草小学校内	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	放課後児童健全育成事業の用 に供する施設
7	社会福祉法人 友愛会 特別養護老人ホーム わかくさ	若草町2丁目11-1	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	特別養護老人ホーム
8	株式会社 TCSinternational ブライتكレッジ登別	若草町3丁目9-12	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
9	株式会社 介護サービスえがの里 デイサービス えがの里	若草町4丁目17-5				3.0<5.0	地域密着型通所介護
10	社会医療法人 友愛会 恵愛病院	鷺別町2丁目31-1	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	病院
11	社会医療法人 友愛会 恵愛病院 通所リハビリテーション ふれあい	鷺別町2丁目32-1	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	通所リハビリテーション
12	社会医療法人 友愛会 恵愛病院 精神障害者グループホーム のぞみ寮	鷺別町2丁目32-1	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
13	学校法人 北斗文化学園 リリー文化幼稚園	鷺別町2丁目17	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	幼稚園
14	合同会社 のどか デイサービス のどか	鷺別町2丁目2-3	鷺別川	0.5<3.0		5.0<10.0	地域密着型通所介護
15	登別市 鷺別保育所	鷺別町4丁目36-18	鷺別川	0.5<3.0		3.0<5.0	保育所
16	登別市 鷺別児童館(鷺別児童クラブ)	鷺別町4丁目36-6				3.0<5.0	児童厚生施設
17	登別市 鷺別小学校	鷺別町4丁目36-21				3.0<5.0	小学校
18	登別市 鷺別中学校	鷺別町4丁目36-6				3.0<5.0	中学校
19	登別市 富浜児童館	栄町2丁目18-4				5.0<10.0	児童厚生施設
20	津田建設株式会社 デイサービス ほほえみの駅	栄町4丁目3-12				5.0<10.0	地域密着型通所介護
21	社会福祉法人 彩咲会 幼保連携型認定こども園 もみの木こども園	新生町3丁目13-3				1.0<3.0	幼保連携型認定こども園
22	株式会社 きずな グループホーム きずな	新生町3丁目21-8				3.0<5.0	認知症対応型老人共同生活援 助事業の用に供する施設
23	山本産業株式会社 機能訓練専門デイサービスきたえる〜む登別	新生町4丁目44-3	富岸川	0.5<3.0		5.0<10.0	通所介護
24	登別市 緑陽中学校	富岸町1丁目11-1			特 別 警 戒 区 域		中学校
25	登別市 富岸児童クラブ	富岸町2丁目23-15	富岸川	0.5<3.0		3.0<5.0	放課後児童健全育成事業の用 に供する施設
26	登別市 富岸小学校	富岸町2丁目17-4	富岸川	0.5<3.0		3.0<5.0	小学校
27	一般社団法人 いぶり花づくりネットワーク 若山ホーム	若山町2丁目20-1				5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設

No.	運営法人の名称	施設所在地	水害(洪水)		土砂災害 区域区分	津波 基準水位 [2] (m)	種別
			対象河川名	浸水深 [1] (m)			
28	社会福祉法人 創生会 グッドタイムホーム・登別 貳番館	緑町1丁目1-6	幌別川・来馬川	0.5<3.0		5.0<10.0	サービス付き高齢者向け住宅 特定施設入所者生活介護
29	登別市 青葉小学校	青葉町3丁目3			警戒区域		小学校
30	北海道 登別青嶺高等学校	青葉町42-1				3.0<5.0	高等学校
31	医療法人 登別すずらん病院	青葉町34-9				3.0<5.0	病院
32	学校法人 登別立正学園 認定こども園 白菊幼稚園	桜木町2丁目5-3	幌別川・来馬川	0.5<3.0		5.0<10.0	幼稚園型認定こども園
33	株式会社 リーベ フィオーレ登別	桜木町5丁目12-30	幌別川・来馬川	0.5<3.0		5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
34	登別市 幌別西児童クラブ	片倉町5丁目13 幌別西小学校内	幌別川・来馬川	0.5<3.0		3.0<5.0	放課後児童健全育成事業の用に 供する施設
35	登別市 幌別西小学校	片倉町5丁目13	幌別川・来馬川	0.5<3.0		3.0<5.0	小学校
36	登別市 西陵中学校	片倉町5丁目12-1	幌別川・来馬川	0.5<3.0		3.0<5.0	中学校
37	北海道 登別明日中等教育学校	片倉町5丁目18-2	幌別川・来馬川	0.5<3.0		1.0<3.0	中等教育学校
38	登別市 登別市障害者地域活動センター (管理:社会福祉法人 登別社会福祉協議会)	片倉町6丁目9-1				1.0<3.0	地域活動支援センター
39	社会福祉法人 登別社会福祉協議会 デイサービスセンター	片倉町6丁目9-1				1.0<3.0	通所介護
40	登別市 富士児童館	富士町1丁目1-4				5.0<10.0	児童厚生施設
41	登別市 富士保育所	富士町7丁目2-1				5.0<10.0	保育所
42	株式会社 TM グループホーム すずかけ	富士町1丁目14-9				3.0<5.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
43	社会福祉法人 登別さいわい福祉会 地域生活支援センター oneself グループホーム あおい	富士町1丁目21-4				3.0<5.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
44	学校法人 登別立正学園 ビューティフルステート登別	富士町2丁目11-6				5.0<10.0	障害児通所支援事業の用に供 する施設
45	株式会社 TM すずかけ	富士町7丁目1-1				5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
46	登別市 登別市老人福祉センター	富士町7丁目11-1				5.0<10.0	老人福祉センター
47	医療法人社団 倭会 グループホーム しづく	柏木町4丁目24-9				<0.3	認知症対応型老人共同生活援 助事業の用に供する施設
48	医療法人社団 倭会 サービス付き高齢者向け住宅 チエロ登別	柏木町4丁目33-9				<0.3	有料老人ホーム
49	医療法人社団 倭会 小規模多機能型居宅介護 チエロ登別	柏木町4丁目33-9				<0.3	小規模多機能型居宅介護
50	社会医療法人 母恋 登別記念病院	中央町1丁目1-4	幌別川・来馬川	0.5<3.0		5.0<10.0	病院
51	株式会社 福祉サポート登別 就労支援センター ジョブテラス	中央町1丁目10-8	幌別川・来馬川	0.5<3.0		5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
52	特定非営利活動法人ゆめみ〜 とまり木幌別	中央町1丁目18-9	幌別川・来馬川	0.5<3.0		5.0<10.0	障害児通所支援事業の用に供 する施設
53	医療法人社団 楽生会 皆川病院	中央町3丁目20-5	幌別川・来馬川	0.5<3.0		5.0<10.0	病院
54	医療法人社団 楽生会 皆川病院 通所リハビリテーション あゆみ	中央町3丁目19-5	幌別川・来馬川	0.5<3.0		5.0<10.0	通所リハビリテーション
55	株式会社 ディバース とらい	中央町4丁目3-12				5.0<10.0	障害児通所支援事業の用に供 する施設
56	社会福祉法人 登別さいわい福祉会 サポートセンター 心愛(ここあ)	中央町5丁目1-1				5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設

No.	運営法人の名称	施設所在地	水害(洪水)		土砂災害 区域区分	津波 基準水位 [2] (m)	種別
			対象河川名	浸水深 [1] (m)			
57	登別市 幌別小学校	中央町6丁目19-1				5.0<10.0	小学校
58	登別市 幌別児童館(児童クラブ)	中央町6丁目19-5				5.0<10.0	児童厚生施設
59	学校法人 北海道カトリック学園 認定こども園 登別カトリック聖心幼稚園	中央町7丁目15				5.0<10.0	幼稚園型認定こども園
60	社会福祉法人 登別さいわい福祉会 地域生活支援センター oneself グループホーム ちとせ	常盤町1丁目1-25				3.0<5.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
61	社会福祉法人 登別さいわい福祉会 地域生活支援センター oneself グループホーム ときわ	常盤町1丁目1-27				3.0<5.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
62	社会福祉法人 登別千寿会 緑風園サテライト型特別養護老人ホーム ニナルカの里	千歳町2丁目11-10				5.0<10.0	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護
63	登別市 登別市児童デイサービスセンター のぞみ園 (運営:北海道社会福祉事業団 太陽の園)	幌別町3丁目17-4				5.0<10.0	障害児通所支援事業の用に供 する施設
64	株式会社 ツクイ ツクイ登別幌別	幌別町4丁目16-1				5.0<10.0	通所介護
65	登別市 幌別東保育所 (運営:学校法人 登別立正学園)	幌別町8丁目17				5.0<10.0	保育所 一時預かり事業の用に供する施設
66	社会福祉法人 登別さいわい福祉会 就労継続支援施設 月とらいおん	幸町3丁目6				5.0<10.0	障害福祉サービス事業の用に 供する施設
67	登別市 登別中学校	登別本町1丁目1-1	登別川	0.5<3.0		1.0<3.0	中学校
68	学校法人 登別立正学園 認定こども園 白雪幼稚園	登別本町2丁目25-8	登別川	3.0<5.0		<0.3	幼稚園型認定こども園
69	登別市 登別保育所 (運営:学校法人 登別立正学園)	登別本町2丁目25-9	登別川	3.0<5.0		<0.3	保育所 一時預かり事業の用に供する施設
70	登別市 登別小学校	登別本町3丁目25-2	登別川	0.5<3.0			小学校
71	登別市 登別児童クラブ	登別本町3丁目25-2 (登別小学校内)	登別川	0.5<3.0			放課後児童健全育成事業の用に 供する施設
72	登別東クリニック	登別東町2丁目15-35	登別川	0.5<3.0		3.0<5.0	病院
73	株式会社アドバンテージ リハビリ型デイサービスはるはる登別東	登別東町2丁目15-21	登別川	0.5<3.0		3.0<5.0	通所介護
74	独立行政法人 地域医療機能推進機構 登別病院 (JCHO登別病院)	登別東町3丁目10-22	ポニアヨロ川 登別川	0.5<3.0		3.0<5.0	病院
75	株式会社 元気な介護 住宅型有料老人ホーム くらしさ登別	登別東町3丁目21-4	ポニアヨロ川	0.5<3.0		1.0<3.0	有料老人ホーム
76	特定医療法人社団 千寿会 三愛病院 住宅型有料老人ホーム 山桜の郷 三愛	登別東町4丁目2-2				1.0<3.0	有料老人ホーム
77	登別市 登別児童館	登別東町4丁目19-2				0.5<1.0	児童厚生施設
78	特定医療法人社団 千寿会 三愛病院 高齢者グループホーム みずばしよ	登別東町4丁目48-1	ポニアヨロ川	0.5<3.0		0.5<1.0	認知症対応型老人共同生活援 助事業の用に供する施設
79	特定医療法人社団 千寿会 三愛病院 小規模多機能型居宅介護事業所 みずばしよ	登別東町4丁目48-1	ポニアヨロ川	0.5<3.0		0.5<1.0	小規模多機能型居宅介護
80	特定医療法人社団 千寿会 三愛病院 介護老人保健施設 グリーンコート三愛	中登別町24-113			警戒区域		老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護
81	特定医療法人社団 千寿会 三愛病院 多機能型事業所 ピアチェレ	中登別町24-120			警戒区域		障害福祉サービス事業の用に 供する施設
82	社会福祉法人 ホープ フロンティア登別	中登別町88-2			警戒区域		障害福祉サービス事業の用に 供する施設

※1 対象河川:ポニアヨロ川、登別川(クスリサンベツ川含)、岡志別川、幌別川・来馬川、富岸川(西富岸川含)、鶯別川(上鶯別富岸川含)

※2 浸水深 [1]: 想定される最大規模の降雨量により浸水した場合に想定される水深(m)

※3 基準水位 [2]: 津波浸水想定の水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位。避難場所の高さの基準になる水位(m)

防災関係の各種協定書に関する調書（締結年次順かつ分野別）

No.	区分1	区分2	区分3	区分4	協定名	目的又は内容	契約の相手方	締結年月日	対象となる応援の種類															
									職員の派遣	被災者受入	避難場所	食料	飲料水	日用品	医薬品	電子機器	車両等	資機材	燃料	その他				
行政全般	3	行政	全般	応援	市単独	災害時における相互援助に関する協定	大規模な災害等援助を必要とする災害が発生した場合に応急復旧の相互援助に関する協定	白石市	平成7年3月14日	○	○	○												
	4	行政	全般	応援	市単独	災害時における相互応援に関する協定	応援を必要とする災害が発生した場合に応急・復旧対策の相互応援に関する協定	白老町	平成8年5月28日	○	○	○	○	○	○	○					○	○		
	13	行政	全般	応援		友好交流都市協定	友好関係の発展に寄与するほか、いずれかの市域において災害が発生した場合の相互応援体制に関する協定	東京都福生市、滋賀県守山市	平成19年11月20日	○	○	○	○	○	○	○					○	○		
	15	行政	全般	応援		災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	被災市町村相互の応援を円滑に遂行するための協定	北海道（北海道市長会委任）	平成20年6月10日														全般	
	20	行政	全般	応援		危機発生時における相互応援に関する協定	白石市、登別市、海老名市において、地震、風水害等の災害時に、独自では十分な応急措置ができない場合の相互応援・協力に関する協定	白石市、海老名市	平成22年4月22日	○	○												○	
	26	行政	全般	応援		室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町6市町防災協定	防災に関して平常時から提携市・町が相互に協力することにより、災害対策の強化及び災害発生時における迅速な応急活動を実施し、提携市・町住民の福祉の増進に資する協定	室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町	平成23年9月2日	○	○	○	○	○	○	○							○	○
	41	行政	全般	応援	市単独	災害時の連携に係る協定	市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市と陸自第7師団第71戦車連隊が必要な体制を確立し、それぞれの責任の所在を定める協定	陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊	平成24年12月25日	○													○	
	49	行政	全般	応援	市単独	大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定	災害が発生した被災地等に派遣された隊員の留守家族に対し、子育てや介護、健康相談などの支援に関する協定	陸上自衛隊幌別駐屯地	平成25年4月26日															派遣隊員の留守家族に対する市の支援（臨時託児施設等）

No.	区分1	区分2	区分3	区分4	協定名	目的又は内容	契約の相手方	締結年月日	対象となる応援の種類											
									職員の派遣	被災者受入	避難場所	食料	飲料水	日用品	医薬品	電子機器	車両等	資機材	燃料	その他
58	行政	全般	応援		災害時におけるよう てい・西いぶり広域連 携会構成市区町村の相 互応援に関する協定	構成市区町村間で発生が想定される様々 な災害に備え、初期段階からの対応の強化 を図ることを目的とした相互協力に関する 協定	蘭越町、ニセコ町、真 狩村、留寿都村、喜茂 別町、京極町、倶知安 町、室蘭市、伊達市、 豊浦町、壮瞥町、白老 町、洞爺湖町、札幌市 南区	平成28年6月24日	○			○	○	○	○			○	○	
78	行政	全般	応援	市単 独	大津波警報発表時にお ける一時的な緊急避難 経路としての幌別駐屯 地内の通行に関する協 定	登別市内において、大津波警報が発表され た際に、避難者が幌別駐屯地内の道路を一 時的な緊急避難経路として通行することに より、人的被害の軽減を図ることを目的と する協定	陸上自衛隊幌別駐屯地	令和4年2月18日				○								
消 防	2	行政	消防	消防	北海道広域消防相互 応援協定	道内の市、町及び消防の一部事務組合相 互の応援体制を確立し、災害が発生した場 合又は災害が発生するおそれがある場合に 対処する協定	道内72消防本部	平成3年2月13日												消防
	5	行政	消防	消防	北海道消防防災ヘリ コプター応援協定	被害を最小限に軽減するため北海道消防 防災ヘリコプターの応援要請に関する協定	北海道	平成8年6月25日												消防
情 報	1	民間 市民 活動	情報	情報	市単 独	登別市防災協力員無線 基地局に関する協定	災害の発生又は発生する恐れがある場合に アマチュア無線クラブの基地局を使用する 協定	社団法人日本アマチュ ア無線連盟登別オロフ レクラブ	昭和56年7月3日											無線基地局の使用
	6	民間 市民 活動	商業	情報	市単 独	災害情報の通報に関す る協定	災害が発生した場合に、事業者及び乗務 員が災害情報を通報する協定	室蘭ハイヤー協同組合	平成9年12月16日											災害情報の提供
	25	民間 市民 活動	情報	情報	市単 独	災害発生時における登 別市内郵便局と登別市 の協力に関する協定	災害が発生した場合に、相互に協力し、 災害応急対策を迅速に実施する協定	登別市内郵便局	平成23年6月10日									○		広報活動
	27	民間 市民 活動	商業	情報	市単 独	海拔標示板設置協定	津波災害防止を目的として、海拔表示看 板を北海道電力株式会社配電線路用電柱に 設置することに関する協定	北海道電力株式会社室 蘭支店	平成23年11月2日											

No.	区分1	区分2	区分3	区分4	協定名	目的又は内容	契約の相手方	締結年月日	対象となる応援の種類													
									職員の派遣	被災者受入	避難場所	食料	飲料水	日用品	医薬品	電子機器	車両等	資機材	燃料	その他		
30	民間 市民活動	商業	情報	市単独	災害時における放送の協力に関する協定	登別市内において災害が発生し、又は災害のおそれがある場合に、住民等へ放送を利用して情報伝達を行うことで、災害の予防、被害の軽減を図ることを目的とする。	室蘭まちづくり放送株式会社（FMびゅー）	平成24年4月17日													災害情報の提供	
48	行政	情報	情報		北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定	登別市の所管する庁舎、施設内に北海道総合行政情報ネットワークの通信設備を設置し、災害対策事業及び行政事務に関する道と市町村との緊密な連携を図るため、必要な事項を定める協定	北海道	平成25年4月1日													北海道総合行政情報ネットワーク	
75	民間 市民活動	商業	情報	市単独	災害に係る情報発信に関する協定書	災害発生時、市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、行政機能の低下を軽減させることに関して必要な事項を定める協定	ヤフー株式会社	令和3年3月22日													災害情報の提供・ウェブサイトの負担軽減	
医療	7	民間 市民活動	医療	医療	市単独	災害時の医療救護活動に関する協定	登別市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する場合に、救護班の派遣を要請する協定	社団法人室蘭市医師会	平成10年1月6日	○											死体の検案	
	10	民間 市民活動	医療	医療	市単独	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	登別市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する場合に、救護班の派遣を要請する協定	社団法人室蘭歯科医師会	平成11年12月1日	○											死体の検案（法医学上）	
	64	民間 市民活動	医療	医療	市単独	災害時の医療救護活動に関する協定	登別市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する場合に、救護班の派遣を要請する協定	一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部	平成30年6月1日	○				○								
	68	民間 市民活動	医療	医療	市単独	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	市内において大規模な災害が発生した際において、柔道整復師による救護活動の実施を目的とした協定	公益社団法人北海道柔道整復師会日胆ブロック	平成31年3月25日	○												
	91	民間 市民活動	医療	物資	市単独	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	災害時に避難所等において必要とされる福祉用具等物資の確保に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	令和6年3月13日											○		

No.	区分1	区分2	区分3	区分4	協定名	目的又は内容	契約の相手方	締結年月日	対象となる応援の種類																	
									職員の派遣	被災者受入	避難場所	食料	飲料水	日用品	医薬品	電子機器	車両等	資機材	燃料	その他						
給	28	民間 市民活動	商業	ガス	市単独	災害等の発生時における登別市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	登別市の区域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときにおいて、防災活動及び応急対策の協力についての協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	平成23年12月21日												○					
	54	民間 市民活動	商業	電気	市単独	新エネルギーによる災害時における非常用電力の提供に関する協定	災害に伴う停電時における新エネルギーによる電力の提供に関する協定	株式会社大林クリーンエナジー	平成25年11月7日														非常用電力			
	55	民間 市民活動	商業	電気	市単独	電力の提供に関する協定	災害に伴う停電時における新エネルギーによる電力の提供に関する協定	伯東株式会社	平成26年10月28日															非常用電力		
建設・土木・設備工事	11	民間 市民活動	建設・土木等	建設	市単独	災害時における応急対策等に関する協定	登別市地域防災計画に基づき、登別市が行う災害応急対策について応援を要請する協定	登別建設協会	平成19年3月12日	○												○				
	12	民間 市民活動	建設・土木等	管工事	市単独	災害時における防災活動等の協力に関する協定	災害発生時及び発生のおそれのある場合、防災活動及び応急対策の協力を要請する協定	登別管工事業協同組合	平成19年3月13日	○													○			
	17	民間 市民活動	建設・土木等	板金	市単独	災害時における防災活動等の協力に関する協定	登別市の区域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときにおいて、防災活動及び応急対策の協力についての協定	登別建築板金組合	平成21年7月15日	○														○		
	18	民間 市民活動	商業	電気	市単独	災害時における応急対策等に関する協定	登別市地域防災計画に基づき、登別市が行う災害応急対策について応援を要請する協定	登別電業協会	平成21年7月15日	○															○	
	22	民間 市民活動	商業	測量	市単独	災害時における応急対策等に関する協定	災害発生時及び発生のおそれのある場合、防災活動及び応急対策の協力についての協定	登別測量協会	平成22年7月7日	○															○	

No.	区分1	区分2	区分3	区分4	協定名	目的又は内容	契約の相手方	締結年月日	対象となる応援の種類													
									職員の派遣	被災者受入	避難場所	食料	飲料水	日用品	医薬品	電子機器	車両等	資機材	燃料	その他		
29	民間 市民活動	商業	電気	市単独	災害時協力協定	自然災害や重大事故が発生した場合及び発生するおそれがある場合、登別市の電気使用施設の安全点検・検査の実施し、登別市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資する協定	北海道電気保安協会	平成24年1月31日													電気使用設備	
59	民間 市民活動	建設・土木等	下水道	市単独	登別市・日本下水道事業団災害支援協定	下水道施設について災害が発生した場合において、下水道の維持又は修繕に関する工事その他支援に関する協定	日本下水道事業団	平成29年3月23日													下水道施設	
79	民間 市民活動	商業	電気	市単独	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関する協定	北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社	令和4年5月12日													電気使用設備	
避難所	14	民間 市民活動	商業	物資・避難所	市単独	災害時における応急生活物資供給の協力及び緊急避難所の提供に関する協定	登別市域内において、異常な自然現象や大規模な火災、事故等により生ずる災害が発生した場合等において、災害時における応急生活物資供給の協力及び緊急避難所の提供に関する協定	イオン北海道株式会社	平成20年1月28日			○	○	○	○							
	38	民間 市民活動	生活	避難所	市単独	災害時における避難所等施設利用に関する協定	災害発生に際し、避難所及び防災倉庫としての施設利用に関する協定	学校法人片柳学園 日本工学院北海道専門学校	平成24年9月18日			○									備蓄倉庫	
	60	民間 市民活動	商業	避難所	市単独	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	市内において災害等により甚大な被害が発生した場合に宿泊施設を避難所として利用することで市民等の安全性を確保することを目的とした協定	株式会社登別グランドホテル	平成29年7月11日			○										
	61	民間 市民活動	商業	避難所	市単独	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	市内において災害等により甚大な被害が発生した場合に宿泊施設を避難所として利用することで市民等の安全性を確保することを目的とした協定	登別温泉株式会社	平成29年7月11日			○										
	63	民間 市民活動	商業	避難所	市単独	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	市内において災害等により甚大な被害が発生した場合に宿泊施設を避難所として利用することで市民等の安全性を確保することを目的とした協定	株式会社第一滝本館	平成29年10月30日			○										

No.	区分1	区分2	区分3	区分4	協定名	目的又は内容	契約の相手方	締結年月日	対象となる応援の種類												
									職員の派遣	被災者受入	避難場所	食料	飲料水	日用品	医薬品	電子機器	車両等	資機材	燃料	その他	
19	行政	生活	廃棄物		廃棄物処理に係る相互応援支援協定	一般廃棄物処理における総合的な相互支援を図るとともに、一般廃棄物処理施設の仕様に關する必要事項を定め、災害時等における一般廃棄物の円滑な処理を広域的に行う協定	室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町、西いぶり広域連合	平成22年2月1日													廃棄物処理施設
51	民間市民活動	商業	駐車場	市単独	大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関する協定	災害発生に際し、救援車両等の集結場所、防災資機材等の一時保管場所及び救援ヘリの離発着場所等として駐車場を一時使用するための協定	室蘭・登別遊技場組合	平成25年8月27日											○	○	救援車両の集結場所、防災資機材の一時保管場所
69	民間市民活動	生活	電気	市単独	地域防災用発電機に係る管理運用に関する協定	市内で大規模停電が発生した場合において、地域防災用発電機の管理運用を目的とした協定	登別市連合町内会	令和元年7月20日												○	地域防災用発電機
71	民間市民活動	生活	応援		災害時及び防災活動における協力に関する協定書	室蘭市と登別市と一般社団法人登別室蘭青年会議所とが相互に協力して迅速かつ円滑な応援復旧活動を行うとともに、平常時から協力し防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るために必要な事項を定める協定	室蘭市、一般社団法人登別室蘭青年会議所	令和元年10月6日	○												避難所運営全般
76	民間市民活動	商業	運輸	市単独	登別市とヤマト運輸株式会社のSDGsの推進に関する包括連携協定	それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進するため、防災・災害対策に関すること、その他、地方創生の実現とSDGsの取組に関する連携について定める包括連携協定	ヤマト運輸株式会社	令和3年7月8日												○	
80	民間市民活動	全般	応援	市単独	登別市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	災害が発生した場合に、登別市地域防災計画に基づき、センターの設置及び運営に關し必要な事項を定めた協定	社会福祉法人 登別市社会福祉協議会	令和4年6月22日	○	○											全般
84	民間市民活動	商業	運輸	市単独	登別市と佐川急便株式会社の地方創生とSDGsの推進に関する包括連携協定	それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進するため、防災・災害対策に関すること、その他、地方創生の実現とSDGsの取組に関する連携について定める包括連携協定	佐川急便株式会社	令和4年7月28日												○	
85	民間市民活動	全般	応援	市単独	災害及び遭難時等における災害救助犬の活動に関する協定	災害及び遭難等が発生した場合、災害救助犬による被災者等の捜索活動を円滑に実施するため、災害救助犬の活動を要請する手続きその他必要な事項について定めた協定	特定非営利活動法人北海道災害救助犬	令和4年9月29日	○												救助犬による捜索

No.	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	協定名	目的又は内容	契約の相手方	締結年月日	対象となる応援の種類													
									職員の派遣	被災者受入	避難場所	食料	飲料水	日用品	医薬品	電子機器	車両等	資機材	燃料	その他		
86	民間 市民 活動	生活	応援	市単 独	登別市と三井住友海上火災保険株式会社との地方創生とSDGsの推進に関する包括連携協定	それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進するため、防災・減災およびリスクマネジメントに関すること、その他、地方創生の実現とSDGsの取組に関する連携について定める包括連携協定	三井住友海上火災保険株式会社	令和4年10月7日													罹災証明関係	
87	民間 市民 活動	生活	応援	市単 独	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	自然災害により生活基盤に被害を受けた住民がその生活を早期に再建することができるよう必要な事項を定めた協定	三井住友海上火災保険株式会社	令和5年1月1日													罹災証明関係	
89	民間 市民 活動	生活	応援	市単 独	電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定	電気自動車を活用した脱炭素化社会の実現及び災害対策強化等について相互に連携して取り組むことを目的とし、災害時における電気自動車の活用に関する協定	日産自動車 北海道日産 札幌日産 日産プリンス	令和5年5月11日													○	

災害記録

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
弘化2年(1845) 2月	大 雪	鹿や馬等が大量凍死
明治14年 (1881)	大 雪	馬等数百頭凍死
明治18年(1885) 8月	大 雨	道路橋梁9箇所破損
明治21年(1888) 9月・10月	風及び大雨	新築国道破損、角材及び柱木用材流失
大正8年(1919) 9月19日	濃 霧	陽天丸（7,155t）幌別海岸で座礁
昭和9年(1934) 9月6日～7日	大 豪 雨	橋梁5箇所、墜落倒壊浸水家屋13棟、崖崩れ5箇所
昭和29年(1954) 9月	台 風	全壊72戸、半壊9戸、損害額25,000千円
昭和36年(1961) 10月6日	集中豪雨	死者4名、行方7名不明、全壊20戸、流失27戸、半壊17戸、 床上浸水1,009戸、床下浸水3,218戸、道路20箇所、 橋梁19箇所、河川3箇所、公営業施設6施設、 教育施設4箇所、国・道の施設（道路2箇所、橋梁5箇所、 河川5箇所）国鉄鉄橋流失、農業被害20,538千円、 商工業被害317,500千円、被害総額1,163,475千円
昭和40年(1965) 9月7日～10日	集中豪雨 台 風	床上浸水70戸、床下浸水165戸、道路7箇所、 河川2箇所、橋梁2箇所、文教施設6箇所、 農業施設9箇所、田畑流失・埋没4.9ha、冠浸水295.4ha、 水産施設1箇所、国鉄（冠水1箇所、埋没2箇所、 路床亀裂1箇所）、道の施設（道路5箇所）
昭和40年(1965) 9月17日	台 風	床上浸水1戸、床下浸水15戸、道路冠水1箇所、 一部破損2箇所、崖崩れ2箇所、国鉄線路土砂埋没1箇所
昭和42年(1967) 4月5日	強 風	教育住宅等8戸、高校2箇所、工場事業所7戸、 一般住宅50戸、被害総額3,166千円

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
昭和 42 年(1967) 4 月 20 日	大 雨	床上浸水 6 戸、床下浸水 45 戸、道路 16 箇所、河川 8 箇所、 大側溝の土砂流入 2 箇所、橋の取付道路決壊 1 箇所、 公共施設 6 箇所、道の施設(道路 3 箇所、治山施設 1 箇所) 被害総額 37,550 千円
昭和 43 年(1968) 5 月 16 日	地 震 (十勝沖地震)	9 時 48 分 M7.9(室蘭地方震度 4) 19 時 39 分 M7.5(室蘭地方震度 3) 軽傷者 2 名、住家半壊 3 戸、一部破損 30 戸、非住宅半壊 1 棟、 崖崩れ 6 箇所、道路 6 箇所、上水道破裂 21 箇所、 小中学校一部破損 7 校、その他公共施設 7 箇所、 商品被害 102 件、事業所 3 箇所、国・道の施設(河川 1 箇所、 道路 2 箇所、工業用水道道水管 3 箇所)、 被害総額 48,578 千円
昭和 45 年(1970) 1 月 31 日	高 大 波 雪	全壊 1 戸、床上浸水 20 戸、床下浸水 59 戸、 非住家(全壊 3 棟、半壊 3 棟)、海岸浸食等 6 件、漁港 2 件、 漁船破損 5 隻、事業所外 3 件、被害総額 334,791 千円
昭和 45 年(1970) 9 月 17 日	大 雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 9 戸、 道路路肩決裂路面流失等 6 箇所、漁港 2 件、漁船破損 4 隻、 農作物 1,800 千円、消防施設 2 件、道河川 2 箇所、 被害総額 15,630 千円
昭和 47 年(1972) 2 月 14 日	高 融 波 雪	半壊 2 戸、一部破損 3 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 35 戸、 非住宅 12 棟、海岸侵食等 3 箇所、公共施設 1 箇所、 漁港 1 箇所、被害総額 190,280 千円
昭和 47 年(1972) 2 月 27 日～29 日	高 波	負傷者 1 名、床上浸水 92 戸、床下浸水 71 戸、 非住宅(床上浸水 8 棟、床下浸水 5 棟)、防潮堤 3 箇所、 漁港 3 箇所、公共施設 11 箇所、道路 2 箇所、 被害総額 190,280 千円
昭和 47 年(1972) 9 月 16 日～17 日	台 風 大 雨	全壊 1 戸、半壊 1 戸、一部破損 3 戸、床上浸水 26 戸、 床下浸水 29 戸、非住家(全壊 4 棟、半壊 6 棟)、 道路 12 箇所、排水路 1 箇所、公園 1 箇所、街路樹 65 本、 海岸 2 件、公共施設 18 件、被害総額 29,760 千円
昭和 50 年(1975) 8 月 20 日	大 雨 台風くずれ	床上浸水 4 戸、床下浸水 65 戸、道路 9 箇所、 敷地堤防 1 箇所、被害総額 56,521 千円
昭和 50 年(1975) 8 月 23 日	台 風 大 雨	床上浸水 3 戸、床下浸水 19 戸、土砂くずれ 1 箇所、 被害総額 8,155 千円

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
昭和 50 年(1975) 11 月 7 日	大 雨	床上浸水 19 戸、床下浸水 182 戸、非住宅(床上浸水 1 棟、 床下浸水 6 棟)、道路 4 箇所、排水路 1 箇所、河川 3 箇所、 橋梁 1 箇所、被害総額 15,532 千円
昭和 51 年(1976) 9 月 14 日	大 雨 台風くずれ	重傷 1 名、軽傷 2 名、半壊 4 戸、床上浸水 70 戸、 床下浸水 923 戸、河川護岸決裂 8 箇所、 道路路肩決裂 31 箇所、水路決裂等 7 箇所、 頭首工決壊 1 箇所、公共施設 5 箇所、上水道施設 3 箇所、 農業被害 1,984 千円、国の関係(道路 1 箇所、橋梁 2 箇所、 国鉄 3 箇所)道関係(治山 8 箇所、河川 1 箇所、 河川護岸決裂 1 箇所、海岸 1 箇所、道路 3 箇所、 橋梁 2 箇所)、被害総額 891,707 千円
昭和 52 年(1977) 8 月 7 日～9 日	降 灰	有珠山 噴火 農作物 960ha、観光商業被害 491 件、断水被害、 被害総額 191,529 千円
昭和 54 年(1979) 10 月 3 日	局 地 豪 雨	床下浸水 14 戸、道路 9 箇所、河川 3 箇所、 教育施設 3 箇所、農業用施設 4 箇所、道関係道路 7 箇所、 商工業関係 29,036 千円、被害総額 173,189 千円
昭和 55 年(1980) 8 月 29 日～31 日	大 雨	重傷 1 名、軽傷 5 名、全壊 14 戸、半壊 11 戸、 一部破損 16 戸、床上浸水 583 戸、床下浸水 1,195 戸、 河川 10 箇所、道路 69 箇所、治山 29 箇所、 農業施設 9 箇所、教育施設 4 箇所、その他公共施設 5 箇所、 上水道施設 3 箇所、国鉄施設 2 箇所、 農業被害 45,555 千円、水産業被害 192,813 千円、 商工業被害 210,327 千円、その他非住家 3 箇所、 被害総額 3,779,729 千円
昭和 56 年(1981) 8 月 4 日～5 日	台 風 (台風 12 号)	床上浸水 12 戸、床下浸水 32 戸、河川 1 箇所、 道路 28 箇所、道関係河川 1 箇所、海岸 2 箇所、 道路 8 箇所、国関係道路 4,700 千円、 水産業被害 1,000 千円、商工業被害 1,033 千円、 被害総額 365,233 千円

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
昭和 56 年(1981) 8 月 22 日～23 日	大 雨 台 風 (台風 15 号)	一部破損 7 戸、床上浸水 43 戸、床下浸水 374 戸、 河川 2 箇所、教育施設 3 箇所、道路 16 箇所、 上水道施設 2 箇所、その他公共施設 3 箇所、 道関係河川 4 箇所、海岸 2 箇所、道路 7 箇所、 国関係道路 1 箇所、国鉄応急復旧 25,000 千円、 農業被害 11,332 千円、水産業被害 1,820 千円、 商工業被害 5,330 千円、被害総額 505,806 千円
昭和 56 年(1981) 9 月 3 日～4 日	台風くずれ 集中豪雨 (台風 18 号)	床上浸水 8 戸、床下浸水 40 戸、教育施設 1 箇所、 上水道 1 箇所、被害総額 4,400 千円
昭和 57 年(1982) 3 月 21 日	地 震 (浦河沖地震)	11 時 32 分 浦河沖地震(マグニチュード 7.1)浦河震度 6 室蘭地方震度 3、軽傷 1 名、住家一部破損 3 戸、学校施設 1 箇所、水道施設 1 箇所、商工業被害 12 件 被害総額 6,251 千円
昭和 58 年(1983) 9 月 25 日	大 雨	軽傷 1 名、全壊 4 戸、半壊 14 戸、一部破損 12 戸、床上浸水 540 戸、床下浸水 312 戸、非住宅被害 139 戸、農業被害 109, 290 千円、河川 22 箇所、道路 76 箇所、橋梁 3 箇所 計 113,568 千円、道路公団 25,000 千円。 水道被害 1 箇所 700 千円、林業被害 治山 20 箇所、林道 3 箇所、施設製品その他計 2,141,328 千円。衛生施設被害 水 道 6 箇所、病院 4 箇所、し尿浄化場 1 箇所計 1,137,846 千 円。商工業被害 1,264,730 千円。文教被害 中学校 1 箇所、 その他 2 箇所、計 11,862 千円。社会福祉被害 3 箇所 3,500 千円。その他被害 9,015 千円。被害総額 6,758,569 千円
昭和 59 年(1984) 9 月 9 日～10 日	大 雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸、農業被害 128 千円、橋梁被害 1,000 千円、河川被害 1,400 千円、道路被害 4,300 千円、水 産被害 500 千円、衛生被害 140 千円、社会教育施設 1 箇所 3,300 千円、商工被害 3 箇所、災害対策費 1,551 千円 被害総額 12,319 千円
昭和 61 年(1986) 9 月 10 日～11 日	大 雨	床下浸水 6 戸、河川被害 7,000 千円、道路被害 6,080 千円、 橋梁被害 4,300 千円、防災応急 3 箇所 365 千円、農業被害 40 千円、林業被害 5,200 千円、商工被害 2 箇所、水産被害 1 箇所 被害総額 22,985 千円

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
昭和 62 年（1987） 8 月 26 日	大 雨	床上浸水 4 戸、床下浸水 88 戸、5,200 千円、農林被害 180,000 千円、河川被害 64,200 千円、道路被害 31,600 千円、林業被害 245,000 千円、衛生被害 200 千円、商工被害 7,800 千円、公立文教被害 320 千円、その他施設被害 275 千円、高速道路 90,000 千円、災害対策費等 4,585 千円 被害総額 629,180 千円
昭和 62 年（1987） 9 月 1 日	暴 風 （台風 12 号）	住家被害（一部破損）6 戸 680 千円、商工被害 3,200 千円、公立文教被害 609 千円、社会教育施設 1 箇所 4,440 千円、その他施設 7 箇所 610 千円、災害対策費 1,889 千円 被害総額 11,428 千円
平成 3 年（1991） 9 月 22 日	大 雨	床上浸水 24 戸、床下浸水 247 戸、農業施設 1 箇所、道路被害 22,832 千円、漁業施設 1 箇所、商業被害 860 千円、工業被害 56,500 千円、公立文教被害 6,047 千円、社会教育施設 144 千円 被害総額 105,153 千円
平成 5 年（1993） 7 月 12 日	地 震 （北海道南西 沖地震）	22 時 17 分 M7.8（室蘭地方震度 4） 住家被害 2 件 100 千円、人的被害（軽傷）2 人、道路被害 2 箇所 3,200 千円、下水道被害 4 箇所 6,100 千円、商工被害 1,056 千円、その他公共施設 440 千円 被害総額 10,896 千円
平成 6 年（1994） 2 月 22 日～23 日	暴 風	住家被害 29 戸、非住家 3 戸、店舗等被害 14 戸 公立文教施設被害 23,328 千円、社会福祉関係施設 560 千円 公営住宅関係施設 22,990 千円、衛生施設 120 千円 その他公共施設 922 千円 被害総額 47,920 千円
平成 6 年（1994） 9 月 18 日～20 日	高 波	道路破損 800m 被害総額 41,890 千円
平成 7 年（1995） 11 月 8 日～10 日	暴 風	住家被害 6 戸 2,200 千円、非住家 4 箇所 440 千円、公立文教施設被害 3,440 千円、社会教育施設 436 千円、社会福祉関係施設 515 千円、その他公共施設 1,310 千円 被害総額 8,341 千円
平成 9 年（1997） 8 月 12 日～13 日	大 雨	住家被害 2 戸 4,279 千円、非住家被害 3 戸 438 千円 土木被害 4,526 千円 被害総額 9,243 千円

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 10 年（1998） 8 月 16 日	大 雨	道路破損 306 千円
平成 10 年（1998） 9 月 16 日	大 雨 台 風 （台風 5 号）	住家（一部破損）2 件 道路被害 86 千円、街路樹・公園樹倒壊 2,722 千円
平成 10 年（1998） 10 月 18 日	大 雨 強 風	市営住宅法面崩壊 2 件 80 千円 被害総額 3,194 千円
平成 11 年（1999） 3 月 5 日～6 日	暴 風	公営住宅被害 3,600 千円、公立文教被害 2 件 2,022 千円 社会福祉施設 1 件 4,295 千円、その他公共施設 2 件 1,070 千円、被害総額 10,987 千円
平成 11 年（1999） 6 月 24 日～25 日	大 雨	道路被害 1 箇所 290 千円、社会福祉施設 1 箇所 1,271 千円、 被害総額 1,561 千円
平成 11 年（1999） 7 月 13 日	大 雨	河川被害 3 ヲ所 3,700 千円、道路被害 23 箇所 3,460 千円、 被害総額 7,160 千円
平成 11 年（1999） 9 月 24 日	台 風 強 風 （台風 18 号）	住家被害 6 戸 99 千円、非住家被害 121 千円 その他施設 11 千円、被害総額 231 千円
平成 11 年（1999） 10 月 2 日～3 日	大 雨 強 風	非住家 1 戸、道路被害 9 ヲ所 1,260 千円
平成 12 年（2000） 12 月 24 日	強 風	住家被害（一部破損）3 戸、非住家（半壊）1 戸 公立文教施設被害 280 千円
平成 12 年（2000） 1 月 1 日	強 風	住家被害（一部破損）1 戸 被害総額 280 千円
平成 13 年（2001） 5 月 31 日	大 雨	道路被害 1 ヲ所 550 千円
平成 13 年（2001） 8 月 23 日	大 雨 強 風 （台風 11 号）	住家被害（一部被害）1 戸、（床下浸水）4 戸 道路被害 1 ヲ所 450 千円
平成 13 年（2001） 9 月 11 日	大 雨 （台風 15 号）	住家被害（床下浸水）2 戸
平成 13 年（2001） 10 月 11 日	大 雨	住家被害（床下浸水）1 戸 850 千円、農業被害 3,100 千円 土木被害 6,550 千円、その他文教施設 300 千円被害総額 1,800 千円

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 15 年（2003） 8 月 9 日	大 雨	道路冠水等 750 千円
平成 15 年（2003） 9 月 14 日	暴 風	倒木、車両破損、フェンス倒壊等 2,569 千円
平成 15 年（2003） 9 月 26 日	地 震 (十勝沖地震)	4 時 50 分 M8.0 (登別市鉾山町震度 3) 外壁剥離、道路陥没等 負傷者 4 名 (3,458 千円) (軽症 3 名、重症 1 名)
平成 15 年（2003） 9 月 26 日	が 箇 崩 れ	車両 2 台破損、人的被害なし（厚生年金病院駐車場）
平成 16 年（2004） 3 月 31 日	強 風	物置倒壊、屋根の飛散等
平成 16 年（2004） 4 月 21 日	強 風	小学校のトタン及び倉庫等の屋根の剥離、電柱倒壊 (5,130 千円)
平成 16 年（2004） 9 月 8 日	強 風 (台風 18 号)	公共施設や一般住家のトタンの剥離や飛散、倒木、プレハブ車庫横転、車両破損、負傷者 3 名、自主避難者 2 名 (公共施設被害分 37,948 千円)
平成 16 年（2004） 11 月 26 日	強 風	公共施設（物置倒壊、投てき防御フェンス倒壊等 4 件） 民間被害（外壁及びトタンの一部剥離等 3 件）
平成 17 年（2005） 5 月 19 日	暴 風	公共施設（物置倒壊、街路灯等 15 件 1,541 千円） 民間被害（トタン剥離、ビニールハウス倒壊等 25 件）
平成 17 年（2005） 11 月 28 日	暴 風	公共施設（公住の雨漏、倒木等 24 件 2,363 千円） 民間被害（トタン剥離、フェンス・塀の倒壊等 10 件）
平成 18 年（2006） 4 月 17 日	強 風	公共施設（植栽支柱 10 箇所）
平成 18 年（2006） 5 月 6 日	落 石	道道俱多楽湖公園線の登別厚生年金病院南側斜面で落石（崩落）があり、通行止めとなる
平成 18 年（2006） 10 月 7 日	暴 風 波 浪	公共被害（植栽支柱 5 箇所） 民間被害（自動車板金工場シャッター、トタン剥離）
平成 19 年（2007） 1 月 6 日～8 日	暴 風 波 浪	民間被害（床下に海水流入・土のう積み）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 20 年（2008） 7 月 23 日	大 雨	住家被害（床上浸水 1 件、床下浸水 7 件）、 道路被害（32 箇所 17,550 千円）
平成 20 年（2008） 8 月 29 日	大 雨	住家被害（床下浸水 1 件）、 道路被害（16 箇所 9,100 千円）
平成 21 年（2009） 2 月 14 日	強 風	民間被害（トタンの一部剥離 1 件）
平成 21 年（2009） 3 月 14 日	強 風	民間被害（物置倒壊等 3 件）
平成 21 年（2009） 4 月 22 日	落 石	登別温泉中央通（774 千円）
平成 22 年（2010） 4 月 14 日	暴 風	人的被害（軽傷者 1 名） 住家被害（屋根、物置のトタン一部剥離 14 棟） 非住家被害（物置飛散 3 件） 公共施設被害（屋根のトタン一部剥離 1 件） 土木被害（公園倒木 15 本） 公立文教施設被害（屋根のトタン剥離 1 件）
平成 22 年（2010） 7 月 29 日	大 雨	住家被害（床下浸水 1 件）
平成 22 年（2010） 8 月 11 日～12 日	大 雨	住家被害（床上浸水 4 件、床下浸水 18 件） 土木被害（道路 4 箇所 17,500 千円） 衛生被害（葬祭場 1 箇所 283 千円） 商工被害（商業、床上浸水 2 件 床下浸水 3 件） 公立文教施設被害（床上浸水 1 件 床下浸水 1 件） その他被害（土砂崩れ 2 箇所 6,000 千円）
平成 22 年（2010） 10 月 4 日	大 雨	土木被害（道路 7 箇所 1,147 千円）
平成 22 年（2010） 10 月 15 日	大 雨	土木被害（道路 15 箇所 6,616 千円、大湯沼 4 箇所 527 千円、道路標識 1 件 53 千円）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 23 年（2011） 3 月 11 日	地 震 津 波 （東北地方 太平洋沖地 震）	14 時 46 分 M9.0（登別市桜木町震度 3） 水産被害（漁船沈没流失 1 隻 1,000 千円、漁船破損 4 隻 1,900 千円、漁港施設 1 箇所 21,158 千円、共 同利用施設 3 箇所 4,631 千円、その他施設 1 箇 所 3,883 千円、漁具 1 件 600 千円） その他被害（車両被害 7 台 5,343 千円）
平成 24 年（2012） 5 月 4 日	大 雨	土木被害（道路 14 箇所 2,013 千円、道路倒木 1 本 40 千円）
平成 24 年（2012） 9 月 25 日～26 日	大 雨	土木被害（道路 8 箇所 1,207 千円） 衛生被害（1 箇所 1,356 千円）
平成 24 年（2012） 11 月 26 日～27 日	暴 風 大規模停電	住家被害（屋根、物置のトタン一部剥離等 21 棟） 非住家被害（車庫・看板の一部飛散等 6 件） 衛生被害（1 箇所 4,157 千円） 公立文教施設被害（13 箇所 14,441 千円） 土木被害（道路 3 箇所 2,600 千円、公園倒木 350 本 7,277 千円、道路倒木 430 本 4,000 千円） 林業被害（倒木 15 本 949 千円） 社会福祉施設被害（1 箇所 624 千円） 社会教育施設被害（3 箇所 180 千円） その他被害（14 箇所 5,601 千円）
平成 24 年（2012） 12 月 6 日～7 日	暴 風	公立文教施設被害（1 箇所 632 千円） 土木被害（公園倒木 31 本 1,370 千円、道路倒木 35 本 650 千円） その他被害（25 箇所 3,027 千円）
平成 25 年（2013） 7 月 27 日～28 日	大 雨	土木被害（道路 14 箇所 6,083 千円）
平成 25 年（2013） 8 月 18 日	大 雨	土木被害（道路 3 箇所 657 千円）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 25 年（2013） 10 月 25 日	大 雨	土木被害（道路箇所 7,054 千円） 農業被害（1 箇所 158 千円） 衛生被害（1 箇所 17,058 千円） 社会教育施設被害（1 箇所 9 千円）
平成 26 年（2014） 6 月 7 日～13 日	大 雨	土木施設被害（1 箇所 1,537 千円） 学校教育施設被害（1 箇所 615 千円）
平成 26 年（2014） 8 月 10 日～11 日	大 雨 （台風 11 号）	土木施設被害（2 箇所 603 千円）
平成 26 年（2014） 9 月 10 日～12 日	大 雨	土木施設被害（11 箇所 2,327 千円） 簡易水道施設被害（1 箇所 1,382 千円） 観光施設被害（1 箇所 270 千円） 農業施設被害（2 箇所 718 千円） 社会教育施設被害（1 箇所 691 千円）
平成 26 年（2014） 10 月 17 日	大 雨	土木施設被害（3 箇所 444 千円）
平成 26 年（2014） 11 月 2 日～4 日	暴 風	衛生施設被害（1 箇所 92 千円）
平成 26 年（2014） 11 月 13 日～14 日	暴 風	社会福祉施設被害（1 箇所 95 千円）
平成 26 年（2014） 12 月 16 日～17 日	暴風・暴風雪	衛生施設被害（1 箇所 30 千円）
平成 27 年（2015） 7 月 2 日	大 雨	土木被害（道路 12 箇所 701 千円、） 住家被害（床下浸水 2 箇所 270 千円） その他の被害（土砂崩れ 1 箇所 882 千円）
平成 27 年（2015） 9 月 2 日	大 雨	土木被害（道路 7 箇所 624 千円、倒木 3 本） 簡易水道施設被害（1 箇所 270 千円）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 27 年（2015） 9 月 11 日	波 浪	河川被害（河口閉塞 2 箇所 1,069 千円） その他の被害（看板破損 1 基 72 千円）
平成 27 年（2015） 10 月 1 日～2 日	暴風・波浪	土木被害（倒木 107 本 1,012 千円） その他の被害（物置屋根破損 1 箇所 300 千円、フェンス破損 1 箇所 222 千円、樹木支柱損傷 1 箇所 50 千円）
平成 28 年（2016） 1 月 19 日	波 浪	河川被害（河口閉塞 1 箇所 23 千円、水路排水路閉塞 1 箇所 66 千円） 非住家被害（物置倒壊 1 箇所、車庫損壊 1 箇所、ブロック塀倒壊 1 箇所） その他の被害（漂着物の処理等 443 千円）
平成 28 年（2016） 2 月 29 日	暴 風 雪	非住家被害（アンテナ破損等 157 千円）
平成 28 年（2016） 4 月 15 日～16 日	暴風・波浪	公共施設被害（1 箇所 152 千円）
平成 28 年（2016） 6 月 25 日～26 日	大 雨	土木被害（道路 14 箇所 1,806 千円）
平成 28 年（2016） 6 月 28 日	土砂災害	富浦町蘭法華トンネル付近で土砂崩れ
平成 28 年（2016） 7 月 27 日～28 日	大 雨	土木被害（道路 12 箇所 1,150 千円）
平成 28 年（2016） 8 月 8 日	波 浪	幌別町 2 丁目付近で越波
平成 28 年（2016） 8 月 9 日	大 雨	土木被害（道路 4 箇所 199 千円）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 28 年（2016） 8 月 16 日～17 日	大雨・波浪 （台風 7 号）	土砂災害警戒情報発表 土木被害（道路 15 箇所 1,098 千円） 公共施設被害（1 箇所 94 千円）
平成 28 年（2016） 8 月 30 日～31 日	大雨・暴風 波浪 （台風 10 号）	避難準備情報発令 1,720 世帯 避難勧告発令 1,720 世帯 避難所開設 4 箇所 最大避難者数 75 世帯 116 名 土木被害（道路 9 箇所、倒木 36 箇所 計 13,300 千円） 公共施設被害（41 箇所、18,639 千円）
平成 28 年（2016） 11 月 6 日	熱湯噴出	大正地獄で熱湯噴出
平成 28 年（2016） 12 月 18 日	強 風	土木被害（道路 2 箇所 162 千円） 公共施設被害（3 箇所 670 千円）
平成 29 年（2017） 1 月 27 日～28 日	強 風	土木被害（道路 1 箇所 90 千円）
平成 29 年（2017） 4 月 18 日	暴 風	土木被害（2 箇所 87 千円） 公共施設被害（1 箇所 17 千円）
平成 29 年（2017） 4 月 27 日	熱湯噴出	大正地獄で熱湯噴出 被害なし
平成 29 年（2017） 6 月 23 日	熱湯噴出	大正地獄で熱湯噴出 被害なし
平成 29 年（2017） 7 月 22 日	大雨・洪水	土木被害（2 箇所 198 千円）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 29 年（2017） 10 月 20 日～23 日	強 風	公共施設被害（1 箇所 1,096 千円）
平成 29 年（2017） 11 月 11 日	暴 風	土木被害（7 箇所 1,057 千円） 公共施設被害（5 箇所 556 千円）
平成 29 年（2017） 12 月 25 日～26 日	暴 風 暴 風 雪	土木被害（4 箇所 163 千円） 公共施設被害（23 箇所 4,624 千円）
平成 30 年（2018） 1 月 9 日～10 日	暴 風	公共施設被害（3 箇所 332 千円）
平成 30 年（2018） 1 月 23 日	暴 風 雪	公共施設被害（2 箇所 149 千円）
平成 30 年（2018） 3 月 1 日～2 日	暴 風 雪	公共施設被害（10 箇所 589 千円）
平成 30 年（2018） 6 月 27 日	大 雨	土木施設被害（3 箇所 315 千円）
平成 30 年（2018） 7 月 4 日～5 日	大 雨	土木施設被害（5 箇所 634 千円）
平成 30 年（2018） 8 月 23 日～24 日	大 雨	・ 公共施設被害（1 箇所 64 千円） ・ 土木施設被害（7 箇所 717 千円）
平成 30 年（2018） 9 月 4 日～5 日	台風 2 1 号	・ 公共施設被害（59 箇所 16,719 千円） ・ 土木施設被害（30 箇所 4,433 千円）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 30 年（2018） 9 月 6 日	地 震 （北海道胆振 東部地震）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 時 07 分 M6.7（登別市桜木町震度 5 弱） ・ 市内避難所 4 箇所開設 ・ 最大避難者数 315 名 ・ 土木被害（8 箇所 25,538 千円） ・ 公共施設被害（71 箇所 18,542 千円）
平成 30 年（2018） 9 月 23 日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設被害（3 箇所 579 千円） ・ 土木施設被害（42 箇所 14,033 千円）
平成 30 年（2018） 11 月 9 日	暴 風	土木施設被害（4 箇所 234 千円）
平成 31 年（2018） 2 月 21 日	地 震 （胆振地方中 東部地震）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 時 22 分 M5.8（登別市桜木町震度 4） ・ 人の被害（1 名 重傷） ・ 公共施設被害（1 箇所 9,504 千円）
令和元年（2019） 8 月 16 日	台風 10 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設被害（3 箇所 204 千円） ・ 土木施設被害（3 箇所 1,850 千円）
令和元年（2019） 8 月 23 日～24 日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設被害（1 箇所 64 千円） ・ 土木施設被害（7 箇所 717 千円）
令和元年（2019） 10 月 8 日	暴 風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設被害（20 箇所 2,570 千円） ・ 土木施設被害（8 箇所 930 千円）
令和元年（2019） 11 月 14 日	暴 風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設被害（4 箇所 489 千円） ・ 土木施設被害（4 箇所 129 千円）
令和元年（2019） 12 月 3 日～4 日	暴 風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設被害（4 箇所 755 千円） ・ 土木施設被害（2 箇所 258 千円）
令和元年（2019） 12 月 12 日	暴 風	土木施設被害（1 箇所 38 千円）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
令和2年（2020） 2月22日	暴 風	公共施設等被害（2箇所 302千円）
令和2年（2020） 3月20日～21日	暴 風	公共施設等被害（1箇所 99千円）
令和2年（2020） 8月7日	暴 風	公共施設等被害（10箇所 1,615千円）
令和2年（2020） 10月23日	暴 風	公共施設等被害（4箇所 904千円）
令和2年（2020） 11月8日～9日	暴 風	公共施設等被害（2箇所 175千円）
令和3年（2021） 1月28日～29日	暴 風 雪	公共施設等被害（3箇所 366千円）
令和3年（2021） 2月15日～17日	暴 風 雪 波 浪	公共施設等被害（54箇所 7,903千円）
令和3年（2021） 6月4日	暴 風	公共施設等被害（24箇所 5,248千円）
令和3年（2021） 8月10日	大 雨 洪 水	公共施設等被害（9箇所 1,426千円）
令和3年（2021） 11月22日	暴 風	公共施設等被害（6箇所 1,925千円）

年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
令和3年（2021） 11月30日～ 12月2日	暴 風	公共施設等被害（2箇所 306千円）
令和4年（2022） 1月11日・12日	大 雪 暴 風	公共施設等被害（1箇所 44千円）
令和4年（2022） 6月24日	大 雨 洪 水	土木施設等被害（28箇所 3,879千円）
令和4年（2022） 8月16日	大 雨 洪 水	土木施設等被害（16箇所 2,900千円）
令和4年（2022） 9月6日・7日	暴 風	公共施設被害（1箇所 272千円）
令和4年（2022） 10月10日	大 雨 洪 水 暴 風	土木施設等被害（25箇所 3,660千円）
令和5年（2023） 9月12日	大 雨	公共施設被害（6箇所 1,187千円）
令和5年（2023） 9月26日	大 雨	土木施設等被害（13箇所 4,971千円）
令和5年（2023） 10月5日	洪 水	土木施設等被害（18箇所 2,537千円） 民間被害（床上浸水1件）
令和5年（2023） 10月5日・6日	暴 風	公共施設被害（4箇所 471千円）

年月日（西曆）	種 別	被 害 状 況
令和5年（2023） 11月17日	暴 風	土木施設等被害（32箇所 7,615千円）
令和5年（2023） 11月24日	洪 水 暴 風	土木施設等被害（1箇所 4,972千円）
令和6年（2024） 5月3日	強 風	公共施設被害（3箇所 393千円）
令和6年（2024） 8月22日・23日	大 雨	公共施設等被害（28箇所 5,926千円）
令和6年（2024） 11月26日	大 雨	公共施設被害（6箇所 900千円）